

平成30年第4回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成30年12月4日（火曜日）

○議事日程

平成30年12月4日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	吉 村 祐太郎 君	2 番	藤 村 こずえ 君
3 番	宇多村 史 朗 君	4 番	河 村 孝 君
5 番	清 水 力 志 君	6 番	山 田 耕 治 君
7 番	三 原 昭 治 君	8 番	山 本 久 江 君
9 番	高 砂 朋 子 君	10 番	橋 本 龍太郎 君
11 番	牛 見 航 君	12 番	曾 我 好 則 君
13 番	石 田 卓 成 君	14 番	清 水 浩 司 君
15 番	田 中 敏 靖 君	16 番	和 田 敏 明 君
17 番	久 保 潤 爾 君	18 番	田 中 健 次 君
19 番	今 津 誠 一 君	21 番	上 田 和 夫 君
22 番	河 杉 憲 二 君	23 番	安 村 政 治 君
24 番	山 根 祐 二 君	25 番	松 村 学 君

○欠席議員（1名）

20 番 行 重 延 昭 君

○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 教 育 長 江 山 稔 君

代表監査委員 中村 恭亮 君 総務部長 末吉 正幸 君
総務課長 松村 訓規 君 総合政策部長 熊野 博之 君
生活環境部長 岸本 敏夫 君 生活環境部理事 大田 稔 君
健康福祉部長 林 慎一 君 産業振興部長 赤松 英明 君
土木都市建設部長 友廣 和幸 君 土木都市建設部理事 佐甲 裕史 君
入札検査室長 内田 和男 君 会計管理者 吉富 博之 君
農業委員会事務局長 内田 健彦 君 監査委員事務局長 梶山 範雅 君
選挙管理委員会事務局長 福江 博文 君 消防長 田中 洋 君
教育部長 原田 みゆき 君 上下水道局長 河内 政昭 君

○事務局職員出席者

議会事務局長 岩田 康裕 君 議会事務局次長 栗原 努 君

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は行重議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。17番、久保議員、18番、田中健次議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしく申し上げます。

これより質問に入ります。最初は、3番、宇多村議員。

〔3番 宇多村史朗君 登壇〕

○3番（宇多村史朗君） 皆さん、おはようございます。「自由民主党」の宇多村でございます。通告に従いまして、御質問させていただきます。

本日は、大きくは3つのことについてお伺いいたします。執行部の皆様方の真摯なる答弁をよろしくお伺いいたします。

まず最初に、地域自治コミュニティについてお伺いいたします。

地方自治法第七章第四節地域自治区（地域自治区の設置）第202条の4に「市町村は、

市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。」と定めております。

平成29年4月1日現在であります。地方自治法に基づく地域自治区の設置情報として、全国で14市町に設置しているという報告があります。

その中の先進事例を報告させていただきますと、地域の組織や市民活動団体などが住みやすい地域自治区に向け、人、文化、自然などの地域資源を活用し、主体的に取り組む事業に対し、補助金を交付する仕組みを構築し、地域環境の整備に大きく貢献し、活動者にとっても触れ合いや生きがいになっており、地域での奉仕的な活動を行っている団体のやる気を促進しており、地域のきずなづくりに貢献しているという成果が上がっていると報告された事例もあります。

また、住みよい地域づくりのために、地域で共通認識された課題解決策を市の施策に的確に反映させ、効果的に地域課題を解消するために、地域予算提案制度を設けている事例もあります。

具体的には、例えば中学校区単位で構成される地域会議により集約された地域意見を、支所が市の予算案に反映させることにより地域課題を解決します。地域予算提案事業で取り扱う事務事業は、地域課題の解決や地域の活性化に資する課題で、事業の実施に当たっては地域会議での合意形成を必要とするとともに、地域と行政の役割分担に基づき協働の仕組みを基本としているということは言うまでもありませんが、住民目線で真に必要な課題解決策が地域性を生かした形で事業化できるすぐれた仕組みであると考えますので、御報告申し上げます。

地域の課題に対し、地域住民がみずから考え、取り組み、解決する制度としても、意義ある仕組みだと考えております。

さて、本市においても、少子高齢化が進む中、中山間地域は特にではありますが、地域の事情が大きく変わり、地域事情の相違が拡大している中、地域特性を生かしながら地域の声を市政に反映できる新たな仕組みが必要だと考えます。

地域でできることは地域で定める、自主・自立の精神に基づき市の財源と権限を住民のより近くにすることが、早期に求められる時期に来ていると考えます。

そこで御質問いたします。現在、富海地域と小野地域の中山間地域において、地域の主体的な取り組みにより、地域活性化協議会が設立され、地域の課題を出し合い、将来の姿を描いた夢プランを作成しております。

まず、富海地域活性化協議会基本方針では、富海地域の歴史、環境等の資源を生かした

産業の活性化及び教育・福祉事業の充実により、生き生きと明るい住みよいまちをつくり、若者の定住、他地域からの転入者を増やし、人口減少に歯どめをかけることを目的とし、協議会の目標数字として、これまでの人口推移が続けば、富海の人口は2028年に1,578人まで減少すると予測されております。富海地域夢プランの実行により、プラス122人の人口1,700人を目指しております。その富海地域夢プランの実現に向けて、平成30年度に取り組む事業として、多くの事業の中から特に緊急を要する事業を抜き出し、順次取り組んでいくことにしております。

早期に展開すべき具体的な事業として掲げておりますのは、1、富海地域の情報を紹介するホームページの開設、2として、防府市内の他地域から富海小・中学校までを結ぶ新たな交通手段の確保、3として、旧農協富海支所を地域交流等の拠点として活用するために必要なイノベーション計画の作成、4として、旧富海保育所建屋の解体支援と跡地を有効に活用するために必要な整備構想図の作成、5として、福祉活動の促進に向けた古民家デイサービスとのみとの連携及び有料老人ホームの開設による雇用の創出等についての協議、6として、富海海水浴場の魅力・利便性を向上するために必要な海水浴場や周辺地域の整備計画の作成であります。

これらの事業で、富海小・中学校の児童・生徒を増やす対策等や高齢者に優しいまちをつくることにより、富海に行ってみたいな、富海に住みたいなと思ってもらえるように富海の知名度を向上させ、「都会から富海（とかい）」富海（とのみ）ですね——のキャッチフレーズを合い言葉に、富海地域夢プランを推し進めていきたいと考えております。

これらの事業を確実に実施するためには、「地域のことは地域の力で」を基本と考えておりますが、多くの局面で行政の支援が必要となると考えております。

このように、地域の活性化に必要な予算を活性化協議会などの地域団体から提出してもらい、予算化している先進地もあると聞いております。地元の声を生かしてほしいと考えますが、今後、どのような形で地域の要望を把握し、施策を実現するお考えか、お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 3番、宇多村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 宇多村議員の御質問にお答えいたします。

本市における地域コミュニティ組織につきましては、地域における自主的な取り組みにより、平成28年2月には小野地域において、また平成28年4月には富海地域において、地域の各団体の皆様の参加による地域活性化協議会が設立され、それぞれ地域の夢プランを策定されておられます。

宇多村議員におかれましては、富海地域活性化協議会の一員として、地域の課題解決に向けて地域の交流の場づくりなどの活動に積極的に取り組んでいただいておりますことに、深く敬意を表する次第でございます。

御質問の、地域の要望の把握と施策への反映のあり方についてお答えいたします。

まず、各地域からのさまざまな御要望につきましては、議員の皆様をはじめ、自治会、老人クラブなどの地域団体からもいただくとともに、地域行事などにも私みずから積極的に出席し、地域の皆様の御要望や御意見の把握に努めております。

次に、御要望の施策への反映につきましては、安心・安全を第一に、緊急度を考えて速やかに対応することを心がけております。また、内容によりましては、国や県へ要望を行うとともに、既存の各種補助金の制度の周知も図っているところでございます。加えて、地域の課題を解決する制度として、協働事業提案制度も設けております。

先ほど議員から御案内のありました地域予算提案制度につきましても、地域の自主性を生かし、地域の御意見を施策に反映させる手法の一つとして参考にさせていただきたいと存じます。

私は、市長に就任して以来、可能な限り市内を回っているつもりですが、まだ5カ月でございますので不十分だと考えております。私自身、まずはもっともっと地域の皆様の御意見を伺うとともに、地元議員の皆様方の御意見も踏まえながら、地域コミュニティの活性化に資する施策について検討していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（松村 学君） 3番、宇多村議員。

○3番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございました。

最後になりますが、少子高齢化社会への対応として、活力ある地域社会を維持するためには、住民が主体となって地域課題の解決に取り組むことが何より大切だと考えております。今後とも、地域コミュニティの活性化に資する施策を、引き続き検討していただくことを要望させていただきまして、この項の質問は終わります。

次に、地籍調査についてお伺いたします。

国土調査法に基づく地籍調査は、昭和26年に開始され、徐々に実績を上げてきているというものの、各都道府県の進捗率についてもばらつきが大きく、県内各市も同様な状況ではないかと懸念しております。

地籍調査には、市の財政的負担や人力的負担が長期にわたって必要であることなどの理由から、地籍調査の進捗率にばらつきが出ているものと考えております。

しかしながら、地籍調査は土地をめぐる行政活動、経済活動全ての基礎データを築くも

のであることをしっかり認識し、一日も早く地籍調査が完了することを目指すべきだと考えております。

地籍調査が具体的にどのような効果を発揮しているのか、あるいは地籍調査が未整備の場合、どのような不都合が生じているのかについて、国土交通省が整理しておりますので、大まかではありますが御紹介いたします。

効果1、土地境界をめぐるトラブルの未然防止。逆に言えば土地の売買や相続などをきっかけに境界争いが発生いたします。

効果2、登記手続の簡素化・費用縮減。逆に言えば相続に伴い土地を分筆したり、公共用地の取得のために必要な範囲を分筆したりする場合、境界が不明確な場合、この境界調査に多くの費用と時間を要することとなり、費用・登記手続などに支障が生じることになります。

効果3、土地の有効活用の推進。土地取引の円滑化や開発事業の推進にとって、正確な地籍の情報は不可欠であるということです。

効果4、各種公共事業の効率化・コスト縮減。地籍調査を行っていれば、計画当初から取得すべき土地の正確な境界や面積を知ることができ、地籍の状況を踏まえた計画立案ができます。

効果5、公共物管理の適正化。法定外公共物とは、道路・河川法などの適用を受けない公共物のことですが、代表的なもので里道、水路がありますが、地方分権一括法の施行により、平成17年3月31日をもって国有財産であった里道、水路が市町村に譲与され、財産管理・機能管理とも市町村が行うことになっていることから、地籍調査未実施の区域、法定外公共物の適正管理に支障を来すことになると思います。

効果6、災害復旧の迅速化。地籍調査未実施地域において、地震、土砂崩れ、水害等の災害が起これば土地の形状が変わった場合、もとの土地の境界に関する正確な記録がないため、復旧計画の策定や換地事務などに時間を要し、結果的に復旧がおくれることとなります。

効果7、課税の適正化・公平性。税務行政においては、公平負担の原則が何よりも求められますが、土地の所有に対する課税である固定資産税の課税は、必ずしも正確でない登記簿や公図のデータを参考としているため、正確な土地の実態が反映されず、本来支払うべき額を払っていなかったり、逆に払い過ぎていたりするなどの場合があります。未実施の地域では課税の公平性が保たれていないと言えます。

登記簿に記載された面積より実際の土地の実測面積が多くなっている現象があることを縄伸びといいます。これは明治政府が租税改正事業を行った際、住民において土地丈量

を行い字限図等を作成する方法をとったため、何とか地租を少なくしたいという住民にとって、実際の面積より狭く測量しようとしたこと及び当時の測量技術が低かったことによるとされております。

仙台市では、平成18年度より地籍調査後の登記地積で課税し、平成16年分まで、増加面積約27平方キロメートル、約1億円以上の増収見込みだと平成17年8月の地元新聞に掲載がありましたので、参考までに御紹介いたします。

また、これは本年8月の農業新聞に掲載された記事でございますが、「材木高値 狙われる山」と題し、境界曖昧、所有者無関心も、と指摘され、持ち主の知らぬ間に山の木が持ち去られる無断伐採が全国で起きているとの指摘に基づき、林野庁が調査したところ、昨年から今年の1月までの10カ月間で、自治体などへの相談が62件あり、うち11件は意図的な無断伐採の疑いがあるとの報道があったばかりでございます。

アジア向けの輸出が増え、価格が上昇しているのが背景にあるようです。背景には、国産材の価格が上昇していることがあり、杉丸太の価格は1980年代をピークに下がっていましたが、2009年を底に回復し、1立方メートル、これは杉約2本分に当たりますが、2017年には1万3,100円と、2009年から約2割上昇しております。杉丸太生産が日本一の宮崎県では、5割高い値で所有者が売っている現状があるとのこと。

林野庁によると、国産材の昨年の輸出額は326億円で、10年前の約2.8倍に伸びており、アジア向けが約8割を占め、経済成長で物流が増え、こん包箱などに使われる需要が増しつつあるというのが背景にあるようです。

このように森林に対する価値が、まさに見直される時期が来ているのではと考えます。平成12年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆるFITが始まりました。昨年9月までの約5年間で全国82カ所の木質バイオマス発電所ができ、今までお金にならなかった木材にも需要が生まれているとの報告がなされております。

次に、効果9として、GIS——地理情報システムによる多方面での利活用が期待できます。

以上、地籍調査の必要性、効果など御説明させていただきました。

そこで質問させていただきます。

1点目、地籍調査はどのような資料を参考に、どのような手順で調査事業を実施しているのか、法的な根拠・予算も踏まえ、御説明願いたいと思います。

また、平成29年度、1年間での調査完了面積はいかがでしたか。また、平成29年度までの本市の地籍調査の実績もあわせて御説明願いたいと思います。

2点目、山の境界を知る者が高齢化し、山林での現地立会に支障が出ているのではと、

今後の進捗に不安が残るのですが、今後どのように実施される計画か、お伺いいたします。

3点目、未実施の地区については、山口市が将来の予備調査のために実施している地籍調査森林境界明確化促進事業などを参考に、今のうちから準備を進められたらと考えますが、いかがお考えでしょうか。

4点目、本年10月13日付、日本農業新聞に以下の内容の記事が掲載されておりました。

政府の規制改革推進会議は10月12日に年内に答申をまとめる緊急課題に、農地中間管理機構関連施策の見直しや、いわゆるドローン、小型無人飛行機など先端技術の実用化に向けた規制緩和を掲げたとの記事に接しました。

今後、ドローンによる空撮を利用した、現地立会の頻度を少なくするとか、関係者説明会を開くとか、測量業務にドローンを利用し、経費削減を図りながら調査範囲拡大を図るとともに、調査のスピードアップを図れないか。

以上4点お尋ねいたします。よろしく御答弁お願いします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の予算等を踏まえた地籍調査の手順や進捗についてのお尋ねでございます。

地籍調査は、国土を正確に記録するために行われる土地の調査でございます。それぞれの土地の境界、地番等を確認する事業で、国土調査法に基づき市町村が中心となっていくものでございます。調査経費の2分の1を国から、4分の1を県から補助される事業でございますが、国全体の平成29年度末の進捗率は52%にとどまっております。

地籍調査の手順についてでございますが、調査の前年度に県と事前協議を行い、国に対して補助金要望を行います。年度当初に国からの補助金交付額が示され、当該年度の事業費が決まりますが、近年、国からの補助金交付額は要望額の7割程度となっているところでございます。

この確定した事業費に基づき、改めて事業計画を策定し、調査事業に着手いたします。初めに委託業者の決定と地権者説明会を開催し、登記簿、分間図等の公図を参考に、調査図素図の作成等を行っていきます。

夏ごろからは約半年間をかけ関係土地所有者等の立ち会いのもと、一筆ごとに所有者、地番、地目及び境界などを確認する現地調査を実施するとともに、並行して年度末までに測量を行ってまいります。

翌年度に入り、この調査と測量結果に基づき地籍図及び地籍簿を作成し、県知事の認証を受け、2年で全ての工程を完了いたします。

また、調査面積につきましては、平成29年度の調査済み面積は1.53平方キロメートルでございます。また、平成29年度末までの調査完了面積は139.92平方キロメートルとなっており、進捗率は76.5%でございます。

次に、2点目の高齢化等が進む中での今後の調査の進め方についてでございます。

昭和40年度に地籍調査を開始して、公図のある耕地番のうち平地部は平成2年度までにおおむね調査を終了しております。平成3年度からは平地部以外の耕地番と山地番の土地につきまして、計画的に地籍調査を実施しているところでございます。現在、小野地域において調査を行っておりますが、過疎化が進み、地元土地所有者が住んでいないケースが増加しております。

調査対象の山林部分は急傾斜地が多く、高齢化が進み、現地立会ができないケースも増えており、筆界確認に相当な時間を要しているところです。市といたしましては、こうした状況の中、現地調査の簡便化や新たな測量技術の導入による地籍調査の効率化を進め、早期実施に努めてまいり所存でございます。

次に、3点目の地籍調査未実施地区での事前準備のための事業実施の御質問についてでございます。

議員お示しの山口市で行われている国の森林境界明確化促進事業につきましては、境界が不明で間伐実施が進まない森林において、既存情報の収集・整理と所有者の確認を行い、立会等による森林境界の確認、測量やくい打ち等を実施する事業でございます。

本市では現在、森林関係者から本事業の活用要望がないため事業実施されておきませんが、地籍調査未実施地域においては、境界を明らかにすることができる事業でございますので、関係者に対し事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

最後に、ドローン等の活用による地籍調査の効率化・スピードアップ化についてでございますが、ドローンによる空撮・測量につきましては、国の有識者会議でドローンの活用が検討され、平成30年5月に「リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアル」が作成されたところであり、これにより地籍調査の効率化・スピードアップ化が期待されております。

議員も御存じのとおり、本県におきましては、山林部における公図が存在しないため、このマニュアルの中で必須とされている、公図が現況と一定程度整合していることという条件を現段階では満たしておりません。

しかしながら、ドローン活用は今後非常に有効な手段であると考えられますので、経過を見守ってまいりたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 3番、宇多村議員。

○3番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございました。

再質問いたしますが、先ほど報告のありました、1年間で約1.5平方キロメートル実施されたということです。1.5平方キロメートルというと、おおむね縦1.5キロメートルと横1キロメートル程度の山の調査というふうな感じになります。ヘクタール単位で直しますと約150ヘクタールとなります。1年間の作業実績として少ないような気がいたします。具体的に山林所有者は何人で、何筆調査できたのか、お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えいたします。

平成29年度に実施いたしました小野地域の大字奈美地区1.53平方キロメートル内における管理者数は37名でございます。調査前筆数は140筆、調査後筆数は184筆となっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 3番、宇多村議員。

○3番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございました。

今までの執行部の御説明で、少子高齢化が進む中、山の境界を調査するという現場の厳しさ、困難さがよく伝わってまいりました。

しかしながら、進捗率が76.5%、残りの面積になりますと42.94平方キロメートルということになりますが、昨年の実施面積約1.5平方キロメートルで、単純に割り算いたしますと28となります。今のペースですと、完了まであと28年間必要になるということになります。

これは未実施の森林所有者からすれば、見過ごせない問題でありますので、機会を見つけて説明会を実施するなり、未実施地域の関係者に理解を賜る努力をされることをお願い申し上げ、この項の質問を終わります。

次に、防府市市民活動支援センターの利用者の駐車場の無料サービス券の発行についてお伺いいたします。

防府駅近くの複合施設ルルサス防府のルルサスは、ラテン語で再び、さらにを意味し、「ふたたび、そしてさらに、街を元気に！」をコンセプトに2006年7月にオープンし、施設隣接の防府地域交流センターアスピラートとは2階連絡通路で結ばれ、マンションの住空間とショッピングモールとしての商業施設が整っており、総床面積2万1,100平方メートル、14階建ての鉄骨鉄筋コンクリートづくりでございます。

1階部分は、ショッピング商業施設、2階部分は防府市地域協働支援センターと商業施

設があり、3階部分が防府市立図書館となっております。TMO——タウンマネジメント機関として、まちづくり防府、防府商工会議所と株式会社周防夢座とが連携を図りながら事業を展開されている生活創造複合施設であります。

ルルサス防府2階には、多目的ホールや研修室、親子ふれあい広場等の生涯学習機能及び子育て支援機能を持つ施設を管理する防府市地域協働支援センターと、市民活動支援機能を持つ防府市市民活動支援センターがあります。

そこで、1つ目の質問ですが、現在の防府市地域協働支援センターの貸し室の利用状況と、市民活動支援センターの登録団体数と利用者数はどうか、お尋ねいたします。

次に、防府市地域協働支援センターの多目的ホール、研修室、フードスタジオ、和室、託児室、ホワイエは有料ですが、市民活動支援センターの所管する作業室、会議室、情報ボックス、印刷室は市民活動支援センターの登録団体であれば無料で利用することができます。ただし、ロッカー、印刷機の使用については有料ですが。

市民活動支援センターは、防府市における市民活動の促進支援及び活性化を図ることを目的に開設しております。防府市自治基本条例の解説において、「市民活動とは営利を目的としない市民等の自主的、主体的な社会参加活動で、不特定多数の人々の利益の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的とするもの」とあります。

また、「地域を構成する市民等がお互いに助け合い、支え合い、生き生きと暮らすことのできるまちづくりに取り組むことは、地域にとって大切なことであり、市議会及び市長等だけでは解決できない地域の多様な課題を、地域の市民同士の自主的な活動や市との協働を通じ解決することは、地域の特性が活かされたまちづくりを実現し、地域の活性化につながるもの」とも記載されております。

このようなことから、登録団体が市民活動支援センターの会議室等を利用する際の利用料が無料となっていることは、適切なことだと判断しております。

そこで、2つ目の質問でございますが、市民活動支援センターの登録団体が会議室で打ち合わせ、作業室で作業をする場合、ルルサス東側に隣接する駐車場、てんじんぐちパーキング・ルルサスに車を駐車し、会議、作業などを行いますが、おおむね1時間から2時間ぐらいの時間が必要となります。てんじんぐちパーキング・ルルサスの駐車料金は最初の60分は無料ですが、60分を超えた場合40分ごとに100円の駐車料金体系となっております。

先ほども申しあげましたように、市民活動支援センターの登録団体は営利を目的とせず、不特定かつ多数の人の利益増進に寄与する市民活動をする登録団体であり、施設利用料は無料となっております。

これと同様に駐車料金について、会議が1時間を超過した場合には、希望者に40分無料の駐車場無料サービス券を交付していただきたいとの市民の声が多くありますが、いかがでしょうか。

以上、執行部からの真摯な回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

1点目の防府市地域協働支援センターの貸し室の利用状況と市民活動支援センターの登録団体数及び施設利用者数についてお答えいたします。

まず、議員御案内の防府市地域協働支援センターの有料貸し室等の利用者数の合計は、本年4月から10月までの間で2万4,139人でございます。また、無料開放しております親子ふれあい広場の利用者数は1万1,628人でございます。

次に、防府市市民活動支援センターの登録団体数でございますが、本年10月末現在でNPO法人やボランティア活動団体など176団体の登録をいただいております。また、登録団体による会議室等の利用者数は、本年4月から10月までの間で4,915人でございます。

次に、2点目の市民活動支援センター登録団体に対する駐車場の無料サービス券の発行についてお答えいたします。

本市の市民活動につきましては、議員御承知のとおり、市民の皆様による自主的で主体的な活動がさまざまな分野で活発に行われており、本市の発展、また地域課題の解決に寄与していただいております。市民活動団体の皆様の熱心な取り組みに対し、改めて感謝申し上げます。

議員御紹介のとおり、防府市市民活動支援センターは、市民活動の促進支援及び活性化を図ることを設置目的とし、人材育成のための各種講座や団体の相談対応など、市民活動団体の育成や基盤強化に努めているところでございます。

あわせて、市では市民活動支援センターの会議室等を利用された登録団体の方や、地域協働支援センターの貸し室を利用された方などが、てんじんぐちパーキング・ルルサスに駐車された際、最初の1時間分の駐車料金を負担し、利用者の負担軽減にも努めているところでございます。

議員から駐車場無料サービス券の発行についての御提案をいただきましたが、市民活動支援センターの登録団体に対しましては、センター開設当初から会議室等を無料で御利用いただく支援も行っておりますことから、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 3番、宇多村議員。

○3番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございました。

ただいま1つ目の質問で、防府市地域協働支援センターの貸し室の利用状況と、市民活動支援センターの登録団体数と利用者数について御答弁いただきましたが、1点再質問させていただきます。

平成29年度の施設利用は、いわゆる事業評価する場合に定める目標値を達成できているか、防府市地域協働支援センター、市民活動支援センター別にお答え願います。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

地域協働支援センター及び市民活動支援センターの施設利用者の目標数は、毎年度、市と指定管理者である特定非営利活動法人市民活動さぼーとねっととの協議により決定しております。

御質問の平成29年度につきましては、地域協働支援センターの施設利用者及び市民活動支援センターの施設利用者、合わせて5万人の目標に対しまして、地域協働支援センターの施設利用者が4万5,509人、市民活動支援センターの施設利用者が8,616人で合計して5万4,125人で目標を達成しております。

また、そのほかにも子育て支援機能として御利用いただいております親子ふれあい広場についても、施設利用者の目標数を設定しており、平成29年度の目標1万9,000人に対しまして、1万9,711人の御利用がございましたので、こちらも目標を達成しております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 3番、宇多村議員。

○3番（宇多村史朗君） ありがとうございました。市民活動支援センターでは、年間おおむね9,000人の利用があり、地域協働支援センターと合わせた利用状況は目標を達成されているとの御答弁でございました。

これも全て市民の方々の地域に対する思いの結集であり、地域の活性化につながる貴重な活動と考えております。これからも市民の活動を側面から支援し、ますます施設利用が増えることを期待しております。

次に、2つ目の質問に対する回答でございますが、登録団体の方で会議終了後の希望者に40分無料の駐車場無料サービス券を交付していただきたいとの市民の声に対して、やや残念な気がいたします。

駐車場無料サービス券について、交付費用を試算したところ、年間おおむね9,

000人の利用がありますので、1人1回100円のサービス券を発行した場合、必要経費は90万円程度かと思料いたします。

また、駐車場、てんじんぐちパーキング・ルルサスは、防府地域振興株式会社が管理運営を行っておられます。防府地域振興株式会社は、防府市や中小企業基盤整備機構ほかからの出資により、資本金1億円で平成15年4月18日に設立され、代表取締役は市長である池田豊様でございます。取締役は市部長クラスの職員で構成される株式会社でございます。

公共公益施設、商業施設の複合ビル「ルルサス防府」内に所有する自社物件の賃貸事業及び隣接する駐車場、てんじんぐちパーキング・ルルサスの管理運営を行っておられるとともに、防府市の中心市街地にサテライトオフィス移入を促進する中心市街地活性化事業に鋭意取り組んでおられる会社でございます。

平成29年度の純利益は2,225万253円で、平成30年度当期純利益も2,400万円を上回って見込むなど、例年、好決算が報告されております。

最後になりますが、市民活動支援センターの登録団体は、営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益増進に寄与する市民活動団体であります。今回は難しいとの御返事でありましたが、地域の活性化につながる市民活動を支援する意味からも、今後とも継続して検討されることを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、3番、宇多村議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、2番、藤村議員。

〔2番 藤村こずえ君 登壇〕

○2番（藤村こずえ君） 「防府市政会」の藤村こずえです。通告に従い2点質問させていただきます。

いずれも、明るく元気で豊かな防府市の実現への御提案ですので、真摯なる御答弁をどうぞよろしく願いいたします。

はじめに、教育環境の充実についてお伺いします。

教育環境の中でも、通級指導教室の拡充についてお伺いいたします。

通級指導教室の増設については、ことしの3月議会でも、山本議員からも要望がありました。これまでに何度も増設の要望が出された背景には、全国的にもですが、本市でも、通級学級に在籍する特別に配慮を要する児童・生徒の割合が増加傾向にあり、今年度、小学校では、通常学級在籍児童の10%に迫っています。学級に3人程度の割合ということ

になります。中学校では、通常学級在籍生徒の3%で、ほぼ学級に1人程度の割合です。

こうした傾向に連動して、通常学級での学習におおむね参加できるが、一部、特別な指導を必要とする通級による指導の必要な児童・生徒の対象となる子どもたちは、少子化により児童・生徒が減少しているにもかかわらず、年々増え続けています。

本市の通級指導教室は、小学校2校、中学校1校の設置で、県内他市と比べても、明らかに少ない状況です。今後、通級指導教室の新設や、さらなる加配教員の配置等の対応が必要となると、教育委員会も認識しているところだと思います。

本市では、本年6月に、華浦小学校通級指導教室保護者の会の皆さんと、議会懇談会を通して、現在の通級指導教室の現状と課題を伺い、それを受けて、教育民生委員会では所管事務調査を実施し、8月の議会におきまして、本市は通級指導教室が少なく、他校通級への抵抗や不安から、指導が必要にもかかわらず断念せざるを得ない生徒がいる現状や、児童・生徒の健やかな成長・発達を保障するために、通級指導教室の増設を求める議会の全員一致の意見書を県に提出したところですが、その後の状況についてお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 2番、藤村議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 御質問にお答えいたします。

通級指導教室は、通常の学級において、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒にとって、大変重要な学びの場であると認識しております。そこでは、支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの状況に合わせて、自分の感情をコントロールする方法や、人との上手なつき合い方について個別に学び、主体的に改善・克服していこうとする意欲やスキルを身につけることができます。

現在、防府市では、佐波小学校、華浦小学校、佐波中学校に通級指導教室が設置されております。平成30年度は、11月末現在、131名の児童・生徒が通級による指導を受けております。

しかしながら、通常の学級において、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の数は年々増加しており、防府市内の多くの保護者から、通級指導教室の新設を求める声が届いております。また、防府市議会におかれましても、県知事及び県教育長へ、通級指導教室増設を求める意見書を提出していただきました。

こうした状況の中、防府市教育委員会では、通級指導教室の新設に向けて準備を進めており、県への申請を予定しております。

より充実した指導体制の構築を目指し、これまでも通級指導教室の新設について県に要望してまいりましたが、新年度に向けても引き続き、利用希望の実態を正確に把握した上

で、通級指導教室の新設を県に対して強く要望してまいりたいと考えております。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（松村 学君） 2番、藤村議員。

○2番（藤村こずえ君） 御答弁ありがとうございます。

市教育委員会におかれましても、現状を深く御理解いただき、強く要望して下さっていることを、大変感謝いたします。ありがとうございます。

私も、保護者の会の皆様と、中学校で通級指導教室のことについて詳しくお話を伺ってまいりました。その中で、大変印象に残ったことは、小さいころからの通級指導も大切ですが、思春期を迎える中学校での指導の重要性です。

中学校になるころには、だんだん自我が芽生え始め、自分がどうして人とうまくつき合えないのか、苦手なことがあるのか、どうしたらいいのか、誰に相談すればいいのか、それが一生の悩みになるかもしれない。中学校の指導では、特に将来を見据え、今の時期に何をすべきかを一緒に考え、指導に当たってくださっているそうです。

その結果、卒業するときには、「自分の障害のことを教えてくれて、ありがとう」ですとか、「自分はこれまで、何をしてもだめなのかと思っていたが、対処法がわかった」と自信を取り戻す姿があるそうです。

通級指導は、これからを生きる子どもたちの心の成長になくてはならない場所として、改めて、今の現状では足りないと思った次第です。

そこで、人数を先ほどお伺いしました。131名、これは小学校も中学校も合わせてという数字でしょうか。131名、その人数が、1校の中学校で通級指導を受けるということは、1学年ごとですけれども、中学校が1校だというのは、単純に少ないのではないかなというふうに感じます。

中学校に上がったら、他校通級することに対する心理的ストレスや自転車による遠距離通学への不安もあって、希望する子どもも少なくなっはいますが、本当は通級が必要な子どももいるであろうということは、今年度、高校においても通級による指導の制度が導入されたことでも、明らかです。

支援を必要とする生徒とその保護者は、中学校卒業後の進路に不安を抱えながら、進路を選択している状況です。中学校でも引き続き支援が受けられ、年齢とともに心の成長の過程において、子どもたちとその成長を支える保護者に寄り添っていただきたいと思えますけれども、市からも強く要望をされているとお聞きしましたが、特に、具体的にその要望内容がありましたら、教えてください。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 通級指導につきましては、今、先ほども申しましたが、必要なとか、その要望されている保護者、それから実際の人数をしっかりと把握した上で、その数字をもって、具体的に県のほうに要望しているという形になります。

○議長（松村 学君） 2番、藤村議員。

○2番（藤村こずえ君） ちょっとわかりにくい質問で済いません。

新設と先生の増員と、いろいろ、両方ともとか、あと、小学校にとか、中学校にとか、いろいろあると思うんですが、そういった具体的な、もし要望が、お考えがありましたら教えていただきたいなと思います。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えいたします。

まずは、その新設を県のほうに要望しております。先ほど申し上げましたように、人数をもとに、県に要望をしまいたします。

あくまでも通級指導の新設を県に対して要望しておりますが、来年度の新設がもしかなわれない場合には、具体的に、現在、通級指導を担当している教員が複数の学校を巡回して指導する体制も検討しております。こうした体制を暫定的にやっていくことで、他校に通級するという距離的・時間的な困難さを少しでも解消し、自校または近隣の学校への通級を可能にすることで、より多くの児童・生徒のニーズに応えることができると考えております。

市議会からも県に意見書を提出し御要望をいただいておりますので、まずは新設に向けて、県にしっかりと要望をしまいたします。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 2番、藤村議員。

○2番（藤村こずえ君） ありがとうございます。やはり、すぐに新設と、そして先生と一緒に——ということは難しいかもしれないですけども、でも、一つずつでも進んでいくことが、保護者の皆様にとっても安心だと思いますし、また子どもたちにとっても、何よりの居場所になるのではないかなと思いますので、ぜひとも引き続き強く要望していただきたいなというふうに思います。

近年、大人になってから発覚する、大人の発達障害が注目されています。話がかみ合わないですとか、仕事の効率が悪い、単純ミスが多い、こうした理由で大人になってから会社やプライベートでトラブルになることがあり、生きづらさを感じる人がいます。大人になってから、このことに子どもころから悩まされていて「ああ、そうだったのか」と思われたという話も、聞きます。

不注意や多動性、衝動性という症状は、子どもの特徴でもあり、特に子どものころは気にならなかったのだが、だんだん成長するにつれ、うまく生活することができず困っているのです。そのため、自分自身を責めたり、本人が「怠けている」とか「悪気があってやっているのではないか」といった非難や誤解にさらされたり、つらい状況に置かれがちです。

しかし、今は医療機関や相談窓口など、それぞれ個々に工夫や対策を考え、さまざまな対処法や、個性として才能を伸ばす方もたくさんいらっしゃいます。その大事な成長過程において、子どもと親が安心して教育やアドバイスを受けられる場所として、通級による指導はなくてはならないオアシスだと思います。

県におきましても、各市町からたくさんの要望がありまして、すぐに、十分にとはいかないとしても、一日も早い体制づくりにぜひとも取り組んでいただきたいことを強く要望して、この項は終わります。

次に、ホストタウン事業についてお伺いいたします。

9月29日から10月20日にかけて行われた2018女子バレーボール世界選手権において、本市がホストタウンとなっているセルビア女子バレーボールチームが、イタリアとの決勝戦で、フルセットの末、初優勝。悲願だった女王の座に輝きました。

2002年からチームを率いて、ようやく栄光をつかんだテルジッチ監督は、深い喜びに包まれながら、「今どう感じているか、表現する言葉を探すのは難しい」とコメントされました。また、MVPに輝いたボシュコビッチ選手は、「これまでとても長い道のりだった。やっと最後、歴史的な成功にたどり着いた気がする。私たちはお互いに常に支え合い、チームとして戦うことができた」と勝因を話していました。

この試合を、市長をはじめ私も観戦しておりましたが、本市がホストタウンに認定されてから2年目の快挙に感無量でした。

本市がセルビアのホストタウン事業に取り組まれたきっかけは、本市は豊富な観光資源とスポーツ施設を有していることから、スポーツ合宿をビジネスとして展開するチャンスがあるのではと、平成27年3月の一般質問で提案したところ、その年の9月議会におきまして、2020東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致に向けて情報収集を行っているとの御答弁がありました。

そのときには、ホストタウンという言葉さえ発表されておらず、各自治体がオリンピックを機に地域活性化や観光振興に期待を寄せ、それぞれに、合宿誘致に取り組んだり、地域独自の文化や特産品を売り込む動きが見られていました。

こうした自治体からの動きに合わせ、国の政策としてホストタウン構想が示され、平成

28年1月より第1次登録が始まりました。

本市は、この時点で既に、本市出身でセルビア日本国大使館に駐セルビア日本国特命全権大使として赴任しておられた長井忠さんと前市長が古くからの友人であり、またお二人の話の中では、随分前から「セルビアはバレーが盛んなんだよ」と、また、「防府もバレーが盛んで、高校女子は全国優勝もしているよ」というような会話があり、バレーボールという競技にスポットを当てて、バレーボールを通じてのマッチングは、素晴らしいものであったと感じております。

その長井忠さんにおかれましては、このたび、秋の叙勲「瑞宝中綬章」を受賞され、これまでの御功績に改めて敬意を表する次第です。

このように、本市では早くから取り組まれていたことから、平成28年6月の国の第2次登録において正式にセルビア国のホストタウンに認定され、すぐに実行委員会を立ち上げ、さまざまな事業を展開されているところです。

本市が登録された第2次時点で91件だったホストタウン登録自治体は、現在、第10次登録まで行われ、11月2日の時点で、登録数271件、自治体数341自治体となっております。

ことは、9月に初めて事前合宿の受け入れを行い、大事な大会前の合宿ということで、執行部も関係団体も大変なお骨折りだったと思いますが、冒頭申し上げましたように、優勝という最高の形で大会を終え、関係者の皆様の御労苦に敬意を表します。

先月21日には第3回実行委員会が開催され、ホストタウン事業は年間を通して多種多様な事業を行っております。

そこで質問ですが、これまでの取り組みと、そして見えてきた課題、また感想などをお伺いしたいと思います。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 藤村議員の御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、防府市は、本市出身の長井元駐セルビア大使の御尽力もあり、平成28年6月に東京オリンピックにおけるセルビア共和国のバレーボールのホストタウンに登録されて以来、ホストタウン事業に取り組んでおります。

今年度の取り組みといたしましては、まず、セルビア女子バレーボールチームの世界選手権前の合宿がございまして、合宿期間中には、セルビアチームの協力も得て、市民の皆様へのメキシコ代表チームとの練習試合の無料公開や、セルビアチームのコーチ陣によるバレーボール教室なども実施いたしました。

特に、バレーボール教室では、市内中学校の女子バレーボール部員が、世界の強豪チームのコーチに直接指導していただくことができ、参加した部員からは、充実した指導を受けられたことに、感謝の声を聞くことができました。

世界選手権では、市として応援バスツアーやパブリックビューイングで応援しましたが、セルビアチームが見事に初優勝され、市民の皆様と喜びをともにできたことは、ホストタウンである防府市としてうれしいことであり、市の誇りでもございます。

この世界選手権優勝を受けて、先日は、駐日セルビア共和国ネナド・グリシッチ大使が合宿のお礼のために本市に来られ、また村岡県知事も表敬訪問をされました。セルビア共和国が防府市や山口県にとって身近な国と感じられるようになったことは、ホストタウンの大きな成果だと感じています。

一方で、このたびの合宿を通しての課題でございます。

世界選手権での優勝というすばらしい成果が出ましたが、市全体としての盛り上がりについては、いま一つだったとの感があります。事前の周知等が足らなかったと反省する点もございます。オリンピックに向けて、もっと、もっとセルビアを知っていただき、市民の皆様がホストタウンであることの誇りを持っていただけるよう、周知・PRに努めていきたいと考えています。

なお、その他の交流といたしまして、セルビア料理教室の開催、名前が同じであるという御縁で始まりました聖サヴァ小学校と防府市の佐波小学校との交流などを実施してまいりました。

また、来年1月26日から3月3日まで、青少年科学館ソラールにおきまして、「ニコラ・テスラ展～エジソンのライバルと言われたセルビアの天才発明家～」を開催いたします。日本で初公開のこの展覧会は入場を無料としており、市内外の多くの方々に御来場をいただき、セルビアを身近な国と感じていただきたいと思っております。

次に、東京オリンピックに向けて来年、再来年の取り組みですが、来年はワールドカップバレーが日本で開催されますので、ことし同様、事前合宿があります。女子チームに加え、男子チームの出場の可能性もあります。今回で明らかになった課題も踏まえ、しっかり対応し、さらに改善点が見つかればオリンピックの本番に生かしたいと思っております。

また、教育や観光などの交流事業についても、オリンピックに向け、ホストタウンとして盛り上がるよう、工夫を凝らして実施していきたいと考えています。

最後に、私のホストタウンへの意気込みについてでございます。

私はバレーボールをはじめ、スポーツが大好きでございます。メキシコとの練習試合やパブリックビューイングでも市民の皆様と一緒に応援しましたが、防府市がセルビア共和

国バレーボールチームのホストタウンであることを、誰よりも光栄に感じたところがございます。

前回、1964年の東京オリンピック女子バレーボールでは、「東洋の魔女」日本が全てに勝って金メダルを獲得いたしました。そのときの感動は、当時小学校1年生でしたが、今も忘れてはけません。また、運動神経の鈍かった私が、スポーツを好きになった原点だとも思っております。

私は、日本の将来を担う防府の子どもたちに、オリンピックを身近に感じていただき、多くの感動をしていただきたいと思います。そのような中でのホストタウンでございます。子どもたちとともに、セルビアの金メダル獲得の感動を得られることを願い、期待しております。

そのためにも、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、市議会議員の皆様と一体となることはもちろんのこと、関係団体や市民の皆様と一体となり、「オール防府」でセルビアホストタウンとして盛り上げ、他市のホストタウンに負けることなく、ホストタウンとしての金メダルを目指していきたいと考えております。

○議長（松村 学君） 2番、藤村議員。

○2番（藤村こずえ君） 最後に、市長に「力強い意気込みを聞かせてください」と原稿に書いてあったんですけれども、もう今、既に力強い意気込みをたくさん聞かせていただきました。ありがとうございます。

私も、まさに同感です。もう本当に、日本でオリンピックが行われる、こんなチャンスはもう——まあ、私がこの後、生きている間には二度とないだろうと思いますし、今の子どもたちにも本当にいい機会だと思いますので、それを、東京の大会ではありますけれども、この地方でも感じる事ができる素晴らしい事業だと思っておりますので、ぜひとも、この事業を盛り上げて取り組んでいきたいなというふうに私も思っております。

幾つか再質問させていただきます。

やはり、身近な国として感じる事ができていることは、徐々には感じております。

先日、総務委員会の皆さんが視察に行かれた豊橋市では、「防府市さんのホストタウン事業は素晴らしいですね」と言われたというふうに感想を教えてくださいました。単に、大会の参加者との交流だけではなく、ホストタウン本来の目的の一つである文化的な相互交流も図っているというところが評価をされたのではないかなというふうにも、感じております。

私も、息子からセルビア給食の味の感想を「おいしかったよ」と聞いたり、身近な人から、ボランティアに参加した友人やバレーボール教室に参加した子どもたちからも感想を

聞いておりますので、そういうことは大変うれしく感じておりますが、先ほど市長からの課題にもありましたように、一方で、セルビアの認知度は、市内全体としてはまだまだという面もあるのではないかなというふうにも感じております。

そこで、一点御提案なんですけど、ホストタウン・セルビアサポーターというのを募集してみたいかと思うのですが、いかがでしょうか。

サポーターと言うとサッカーファンのような感じですが、サッカーがここまで日本を代表するスポーツに成長したのは、サポーターが「12番目の選手」と言われるほど、その存在はチームにとって重要なものです。ホストタウンの機運の醸成に大きくつながるのではないかなというふうにも思います。

料理教室に参加した方も、給食を食べた子どもたちも、ワインを販売しているお店の方も、もちろんバレーボール関係者も、積極的にセルビアサポーターに登録していただいて——登録の方法は、ちょっと、どういうふうにするかわかりませんが、一緒にスポーツ交流や文化交流を盛り上げる。また、登録していただいた方には、マスコットキャラクターのセルビーのバッジをしっかりとつけていただいて、サポーターの一員であるという自覚が少しでもあれば、合宿のときだけでなく、セルビアという響きを聞いたときに敏感になるのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

ホストタウン推進事業につきましては、市民の皆様への周知がまだまだ十分でないと思っております。今後の大きな課題だと思っております。

議員御提案のセルビアサポーターの募集は、市民の皆様に関心を持っていただく一つの方法だと考えますので、今後、合宿等の市民ボランティアの募集をするに当たり、セルビアサポーターとしての登録をいただくことも含め、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 2番、藤村議員。

○2番（藤村こずえ君） ぜひとも進めていただきたいなというふうに思います。

また、私はきょう、日本セルビア協会のバッジをつけさせてもらっていますけれども、こういう何かちょっと、かわいい——いつも、カードとかだと何かの中に入れてしまって持っていることを意識しないんですけど、バッジとかだと、ちょっと意識できるんじゃないかなと思いますし、またマスコットキャラクターのセルビーは、先日委員会では、近々、着ぐるみもできるということで、大変かわいいキャラクターです。議員の皆さんも、ぜひ

胸元につけていただければ、子どもたちからの人気も高くなるんじゃないかなと思いますので、ぜひ全員セルビアサポーターになっていただいて、このホストタウン事業を盛り上げていただきたいなというふうに思います。

何をするにしても、その「周知する」ということが一番課題ではないかなというふうに思います。

その周知という点でもう一点お伺いいたしたいんですが、先ほど市長の答弁の中にもありました、1月26日から3月3日までソラールで開催されるニコラ・テスラ展についてですが、エジソンのライバルと言われたセルビアの天才発明家の展示会、ニコラ・テスラ博物館に所蔵されている数々の文化遺産を日本で初めて展示する、大変貴重で価値のある展示会です。

先日、委員会でもいただいたチラシには、もう大変遠慮がちに小さい字で「日本初開催」と書いてあったんですけども、ぜひともたくさんの方に見ていただきたいなと思いますので、そのニコラ・テスラ展に対する周知方法、今考えられている周知方法を教えてください。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

ニコラ・テスラ展につきましては、1人でも多くの児童・生徒の皆様にも来場していただけるように、県内全小・中学校及び高等学校の児童・生徒全員に対して御案内をすることにいたしております。また、県内の社会教育施設や大学、道の駅などにも周知いたします。そのほか、市広報、ホームページやフェイスブックなどへの掲載、ポスターの作成、ケーブルテレビや民放テレビCMなど、さまざまな手法により、ニコラ・テスラ展を幅広く周知してまいります予定です。

また、市役所内におきましても、来庁される皆様に対して職員が一体感を持ってPRできるよう、工夫してまいります。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 2番、藤村議員。

○2番（藤村こずえ君） ありがとうございます。大変気合いの入った周知方法だと感激しております。

テレビCMなどのお話もございましたが、メディアというのは積極的に活用をされて、県内の夕方のローカル番組ですとか朝のワイドの番組でも効果的に中継なども入れていただいて、取材に来ていただく。また、県内だけではなく、広島や福岡など近隣の放送局にも、もう遠慮なく、告知をしていただきたいなというふうにも思います。

このニコラ・テスラ展においても、日本初開催ですので、日本向けの資料づくりなど、日本セルビア協会の方々に多大な御協力もいただいているというふうに伺っております。大変貴重で価値ある展示会の機会ですので、ぜひとも、大成功にさせていただきたいと、強く要望いたします。

このホストタウンの取り組みは、これまでの自治体の国際化の枠組みを超える取り組みです。地方自治体が独自で相手国の競技団体と協議をし、地元呼び込み、住民との交流を進め、地方を、地域を活性化させる。このグローバルな視点や能力を持って地域社会・地域経済の活性化を図る人を「グローカル人材」などと言いますが、ホストタウンは、自治体のグローカルへの挑戦でもあると言われております。

そして今、本市はまさに、この挑戦をしているさなかで、スポーツ・文化・経済などを通じ、セルビアとの交流を深め、グローカル化を推進する必要があると思っております。

私がこの一般質問で最も言いたかったことは、御縁があってセルビアのホストタウンになったこの事業を、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでの期間限定事業にしてはならないということです。平成28年の6月の一般質問でも申し上げましたが、持続的な地域の発展につなげるには、将来、本市にどのようなレガシーを残すかが、非常に重要となります。

今回、他国の方々と接することで、外国人の受け入れ態勢が整うかもしれませんし、これからますます進んでいくであろうインバウンドの受け入れに通じるだろうとも思います。これが、レガシーとなるわけです。

ホストタウン推進事業実行委員会の中でもホストタウンの成功事例として紹介された新潟県十日町市の例は、私も一般質問の中でも紹介しましたが、2002年日韓ワールドカップの事前合宿地としてクロアチア共和国の受け入れを行ったまちです。

この十日町市は、この取り組みを単に一過性の取り組みに終わらせるのではなく、18年たった今も、むしろ、その後の持続的な友好関係を大事にし、2020年東京大会では、クロアチア共和国の空手・陸上競技・自転車競技・射撃競技・柔道・テコンドーの6競技を受け入れることが決まっております。人口5万3,000人の、本市の半分の規模のまちです。

十日町市は、今回のホストタウンの取り組みについて、こう述べています。

これまでのクロアチア共和国との交流の歴史が作り上げた有形・無形のレガシーを大切に継承し、その経験を活かしながら、全国的にも屈指の特徴ある取組自治体を目指します。今後も、スポーツ交流をはじめ、青少年などの人的交流や文化的・経済的な国際交流のさらなる発展のため、多様な新事業に取り組んでいきます。2020年をひとつ

の通過点と位置付け、次世代から次世代へと国際交流の役割を繋いでいくことで、より深い友好関係の構築を未来永劫に渡り続けていきます。

本市では、このたび初めてのことで、目の前の事業を無事に終わらせることに一生懸命だとは思いますが、2020年東京大会後の将来的なビジョンも持って、各事業に取り組んでいただきたいと思うわけですが、レガシーの取り組みについては、今の時点ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 新潟県の十日町市のワールドカップの例を挙げての、ホストタウンとしてのその後の交流との御質問でございます。

セルビア共和国との交流は、ホストタウンを御縁に始まっているわけでございます。2020年の東京オリンピック・パラリンピックが終わった後も続くことを期待しているところでございますけれども、そのためには、まずは事前合宿をはじめとするホストタウン事業を市民挙げて「オール防府」で盛り上げていきたいと考えております。

○議長（松村 学君） 2番、藤村議員。

○2番（藤村こずえ君） ありがとうございます。

このホストタウンのきっかけは、1998年冬季・長野オリンピックが発祥だと言われております。参加国・地域の文化を学び、学校を挙げて応援する「一校一国運動」、1998年長野大会で始まって以降、さまざまなオリンピックの開催地で行われ、日本初の試みが世界に浸透してきています。

当時の活動は手探りで行われ、各学校では、市内在住の外国人から言葉や文化を学んだり、大使館などを通じて知った相手国の子どもたちと文通をしたり、大会が近づくと、参加選手を学校に招いて歓迎会を開き、メッセージを書いた応援旗を贈るなどして、選手団を温かくもてなしました。

こうしたおもてなしが、4年後に行われた2002年ソルトレイクシティ冬季大会、2006年トリノ大会でも「ワンスクール・ワンカントリー」と銘打ち、文化交流などを実施。夏季では2008年北京大会で、2012年ロンドン大会では「一校一チーム」を応援する運動が展開されました。

この後、長野市で行った小学生への意識調査によると、「一校一国運動」に参加した90.3%が、「世界が平和になるように何かしたい」と回答されたそうです。県外の児童が58.6%だったのを大きく上回りました。また、「勉強やスポーツなどを頑張ろうと思う」と答えた児童も県外の数値を大きく超えるなど、教育に与える影響は非常に大きかったとのことでした。

長野市では、このときの経験から、卒業生にも国際支援で活躍する人材が多く、現在も小学校同士の交流が続き、毎年、「一校一国運動」の活動費として800万円の予算も計上しているそうです。

委員会では、セルビアでは毎年5月にベオグラード市で、旧ユーゴスラビアの各都市を含めた都市対抗ジュニアバレーボール大会を開催しているのです。ぜひ、日本選抜ではなく、防府から派遣してほしいという御提案もありました。

繰り返し申し上げますが、せっかくの取り組みを2020年までの一過性で終わらせるのではなく、通過点と位置づけ、これからずっとセルビアとの友好関係を続けてほしいと願うところです。将来のことですので、未来を担う子どもたちへの御提案として教育長に御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 御質問にお答えします。

現在、佐波小学校がセルビアの聖サヴァ小学校と交流をしておりますし、各学校においては、セルビア給食が提供されたり図書室にセルビアコーナーが設置されたりしております。また、セルビアの女子バレーボールチームが防府市で合宿をされたときには、多くの中学生がバレーを通してセルビアの選手や関係者と交流することができました。

このように、防府市がセルビアのホストタウンとなったことによって、多くの子どもたちがセルビアを身近に感じる機会となり、グローバル人材の育成に寄与していると考えております。

教育委員会といたしましては、セルビアとの交流によって醸成される国際交流の雰囲気を2020年以降も絶やすことがないように、各学校に働きかけていきたいと考えております。

○議長（松村 学君） 2番、藤村議員。

○2番（藤村こずえ君） ありがとうございます。今の子どもたちだけでなく将来にわたって、そういったグローバルな知識を持った、意識を持った子どもたちが育ってくれるとうれしいと思いますので、よろしく願いいたします。

今後のビジョンについて、もう一点御提案したいことがございます。それは、「バレーボールのまち」としてのPRです。

本市がバレーボールが盛んであるということは、多くの市民が御存じのとおりです。先ほど市長からの御答弁もありましたが、また、小学校からママさんバレーに至るまで、全国優勝を果たしたこともありますし、特に高校バレー界においては、ことしも、男子は高川学園が4年連続7回目、女子は29年連続39回目の春高バレーの切符をつかみ、来年

1月5日からの大会に備えて練習に励んでいるところです。ことしの大会では、男子・女子ともに全国3位に輝くなど、同じ市内で全国上位のチームがあるということは、大変、誇らしいことです。

防府市のバレーボールの歩みは長く、1950年代、戦後間もなくバレーボール協会が発足し、60年代・70年代には、男子では河村稔夫さん、徳富斌さん、女子では奥嶋桂子さんなど、全日本で活躍する選手を輩出。1980年代・90年代には、中学・高校・実業団のチームが全国大会で好成績をおさめ、特に三田尻女子高校——現在の誠英高校の7回の全国優勝は、一気にバレーの強豪校として全国に名をはせました。このころ、私はまだ防府市民ではありませんでしたが、スポーツ番組の取材で、何度も防府を訪れたことを覚えております。

そんな子どもたちが大人になってバレーに親しみ、またその子どもがバレーに興味を持つ、そんな土壌が防府にはあると思います。

このたび世界一になったセルビアバレーボールチームのホストタウンとして、まさにふさわしい本市は、セルビアチームの合宿の成功体験も生かし、今後、実業団や大学のバレーボールチームに「バレーボールのまち・防府」をPRし、ぜひ合宿誘致に積極的に取り組まれてはいかがでしょうかと思います。いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 市長。どうぞ。

○市長（池田 豊君） 済いません。

バレーボールを生かしたまちづくりということだと思います。先ほど奥嶋選手の例が出ましたけれども、小野中学校の卒業生でございまして、私と一緒に、中国大会で陸上で、当時出場したこともあります。

当時から、国府中学校、佐波中、桑山中、右田中、いろんなどころで常に中学校界では防府市のバレーボールチームが強く、また高校のほうも防府高校、また、ありましたように三田尻というか誠英高校、高川と、常に防府はバレーボール界では県内を牽引していると思っております。

そうした特徴ございますので、今議員御提案のあったことも生かしていけないか、防府のPRのために生かしていけないかということで、しっかり検討していきたいと思っております。

○議長（松村 学君） 2番、藤村議員。

○2番（藤村こずえ君） ありがとうございます。

私も小さいんですけども、小学校、中学校、バレー部でした。初めて防府を訪れたのが小学校6年生のときの県大会だったんですけども、もうそのころから「防府はバレーが

盛んなまち」というふうに、もう私たちの小さいころからそういうイメージであったので、ぜひとも、この「バレーボールのまち・防府」を全国にPRしていただきたい、また合宿誘致にも取り組んでいただきたいというふうに思います。

ホストタウン推進事業実行委員会の委員の中には、観光コンベンション協会、文化協会、経済界の方もいらっしゃいます。それぞれの得意分野の中で、せっかくのこの御縁をつないでいきたいと、いろんなアイデアを皆さんお持ちでいらっしゃいます。今後、こうした民間の取り組みにも積極的にバックアップをし、地域活性化につなげていただきたいというふうに考えます。

現在のこのホストタウンの取り組みが、10年後、20年後のレガシーにも大きくかかわってくると思います。東京オリンピックを機に、防府市がその名を全国に、また世界に知らせる絶好のチャンスだと思いますので、私も「オール防府市」で成功に向けて努めてまいりたいと思いますし、皆さん全員、一緒に頑張っていきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で、2番、藤村議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、21番、上田議員。

〔21番 上田 和夫君 登壇〕

○21番（上田 和夫君） 会派「自由民主党」の上田和夫でございます。通告に従いまして、2点質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最初は、昨年6月議会で提案をいたしました防府市大平園を拠点とした共生型複合施設の整備についてお尋ねをいたします。

共生型複合施設とは、年齢や障害の有無にかかわらず地域に開かれた横断的な利用が可能な、地元で根ざした支え合いを行う施設でございます。

最も代表的な例では、高齢者、障害児、障害者、地域の住民や子どもたちが一緒に利用できる施設で、福祉の種別を超えて、必要な福祉サービスが受けられ、地域のコミュニティ活動の拠点となることを目的としております。

また、人口の減少、高齢化が進む地域においては、独立して生活することに不安のある高齢者世帯を対象に、生活の本拠地を移さず、住み慣れた地域で自立した生活を送れる居住空間を整備したり、個別の福祉施設がそろっていない地域では、対象者を広げて一元化された福祉サービスの拠点づくりも行われております。

複合施設に必要な機能として、地域社会との連携、安心して暮らせる居住空間の確保、地域の人たちとの密接な人間関係を築くためには、さまざまな分野の適切な福祉サービス

の提供がなされなければなりません。複合施設が最大限、その機能を発揮するためには、幅広い分野の専門知識を持つ担当者があることも不可欠でございます。緊急時や夜間の対応など、既存の社会福祉法人、医療法人との連携、地域の民生委員、自治会等との情報の共有、住民からの情報収集なども大切です。

障害があっても、高齢になっても最後までその人らしい人生を送ることはできる。そのように支援すること、一生涯安心して暮らせるまちづくりに貢献することが複合施設の役割でございます。

そこで、防府市大平園は心身の状況に応じた適切な支援を提供する障害者支援施設でございます。障害者支援施設とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律——障害者総合支援法第5条第1項により、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設と規定をされております。

防府市大平園は、現在、定員40名で、昭和55年4月に現在地に設置され38年が経過をいたしました。また、防府市大平園は土砂災害警戒区域等に所在し、土石流の特別警戒区域及び急傾斜地崩壊特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンと、土石流の警戒区域及び急傾斜地地域崩壊警戒区域、いわゆるイエローゾーンの両方にまたがる場所がございます。

そして、建物の老朽化も激しく、特に部屋は畳で、2人から4人部屋で間仕切りもなく、プライバシーがないにも等しい環境です。これはクオリティ・オブ・ライフと言われている生活の質の一つである快適な住環境が著しく損なわれている状態ではないかと思いません。

昨年の答弁では、防府市大平園を共生型複合施設の中核として位置づけ、まず整備することとし、その後、高齢者、子どもなど各分野のサービスを集約、施設整備をするという計画は、地域住民、福祉事業者、市町村が協働して地域社会が抱える複合的、多様な課題を解決していくに当たって、大変有効な手だての一つであると考えられる。また、施設が土砂災害警戒区域等に指定された地域に所在し、施設の別棟の一部が土石流の特別警戒区域にあることから、早期の改築が望まれている。ついては、この防府市大平園を含む共生型複合施設について、今後、鋭意検討してまいりますとおっしゃいました。

そこでお尋ねをいたします。その後、どのような検討をされましたか。お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 21番、上田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 上田議員の御質問にお答えいたします。

上田議員の昨年6月議会での一般質問に対し、議員御提案の大平園を拠点とした共生型

複合施設の整備については、高齢者、障害者、子どもを包括的に支援し、可能な限り誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、我が事・丸ごと地域共生社会の実現に資するもので、大変有効な手だての一つであることから、今後検討してまいりますと執行部が御答弁申し上げたことは承知いたしております。

議員御承知のとおり、本市所有の大平園等、障害者福祉5施設は重度の知的障害者の方々が、日常生活上に多くの支援を要する状況にありながら省みられていなかったことに鑑み、その知的障害者の方々の生まれてから亡くなるまで、そのライフステージに応じた支援を目的に設置したものでございます。

私もこの障害者の方々への支援は、人口減少が進む中であっても、本市の障害者福祉行政の責任、セーフティネットとして行っていく必要があります。市長就任以来、防府市愛光園の地域開放事業や、防府市なかよし園の運動会などに参加するとともに、施設入所支援を行っている施設である防府市大平園をはじめ、各障害者福祉施設に実際に足を運び、その状況を見てまいりました。

施設の老朽化が進み、また土砂災害等の危険区域にもあることから、防災上もこのまま放置することはできない状況にあると認識したところでございます。このため、今後本市の各施設のあり方も含めた公共施設全体の整備方針の策定を急ぐ中で、当該障害者福祉施設の改築も含めたあり方について、庁内において検討協議会を立ち上げ、検討するよう指示したところでございます。

この協議会の中では、障害者福祉施設全体を見直し、議員御提案の防府市大平園を共生型複合施設の中核として位置づけることや、高齢者、子どもなどの各分野のサービスを集約すること、地域住民、福祉事業者、行政が協働して地域社会が抱える複合的、多様な課題を解決していく拠点施設として整備することなどについての具体的な検討を進めることとしております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 21番、上田議員。

○21番（上田 和夫君） 御答弁ありがとうございました。

協議会を立ち上げられて、その中で具体的な検討をされていかれるということですので、一歩前進した前向きな考えだと思いますので、評価をしたいと思っております。

また、ことしは西日本豪雨災害、巨大台風、北海道大地震とそれに伴う大規模な土砂災害と大きな災害が起こっております。このような災害は本市においても、いつ起きるかわかりません。先ほど述べましたように、土砂災害警戒区域等に長年設置されています防府市大平園の安全確保や住環境の改善のために、まず最初に防府市大平園を移転整備し、そ

の後、防府市社会福祉事業団が指定管理をされている愛光園、なかよし園、わかくさ園、身体障害者福祉センター等に高齢者施設、教育施設、保健施設、そして行政の事務機能を備えた、地域に開かれた横断的な利用が可能な地元で根ざして支え合いを行う施設である共生型複合施設の整備を強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。

次に防府市都市計画マスタープランについてお尋ねをいたします。

現在の都市計画法は、都市計画制度の根幹となっており、人口や産業の都市部への急激な集中や無秩序な市街地の拡大に対応するために、昭和43年に制定をされました。この法律では、一体の都市として総合的に整備、開発、保全すべき区域を都市計画区域とし、当該区域の計画的な市街地の形成を図るため、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画、市街地開発事業に関する計画等を定め、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることとされています。

平成4年の法改正では、市町村は長期的なまちづくりのビジョンを総合的かつ体系的に方針を示す市町村の都市計画に関する基本的な方針の策定に取り組むこととされ、平成12年から全ての都市計画区域で定めることが義務づけられました。

本市では、平成11年2月に防府市の都市計画に関する基本的な方針を策定し、その内容に基づいて各種施策を展開されてこられました。しかし、本市を取り巻く環境は策定から19年が経過し、少子高齢化や人口減少、市民ニーズの多様化等大きく移り変わろうとしております。このような情勢を見据え、今後のまちづくりを計画的に進め、将来においても持続的に都市の運営を図ることを目的として、新たな防府市都市計画マスタープランを平成30年に改訂をされました。

そこで、1点目の市街化調整区域における宅地開発への対応についてお尋ねをいたします。

平成12年5月に都市計画法が大幅に改正されたことに伴い、山口県では開発行為等の許可の基準に関する条例が制定され、平成14年1月に施行をされました。また、平成23年4月1日より、許可権限が山口県から本市に全部委任され条例を制定をされました。それにより、市街化区域からの隣接・近接する区域のうち、おおむね50戸以上の建物が連たんする市街化区域から2キロメートルの範囲内において、開発することができるようになりました。もちろん、開発許可を受けるためには、農地転用など農業サイドとの調整がついたものに限ります。

さて、この緩和策は本市の定住施策にとっては、少なからず成果を上げてきたところですが、このような基準に適合する市街化調整区域で宅地化が進んでいる区域では、開発された宅地から出てくる生活雑排水が用水路に流れ、川をせき止めて水田に水をあてる農法

では、農業が成り立たない農地が出てくるなど、負の側面も現れております。

また、先般、中関、新田地域で開催をされました都市計画マスタープランの説明会に参加された市民の方から、疑問や不安を持っているとお聞きしました。そこで、このような区域について、どのようなまちづくりを進めていくのか、執行部の考えを伺います。

次に、2点目の宅地開発された区域周辺の施設整備についてお尋ねをいたします。

市街化調整区域にある道路や水路は、農業のための施設として整備されたものが多く存在しますが、先ほど述べたような宅地化が進んでいる区域では、開発された住宅街の中に取り込まれ、道路や水路の役割が農業のためから、居住者の生活のためにその性質が変わってきています。

しかし、それらの区域では、住宅地でありながら依然、農道として取り扱われていくところもあり、市道とは異なりカーブミラーやガードレールが十分に設置されていません。このような地域にお住まいの利用者が安全に道路を通行できるようカーブミラーやガードレールの設置、または水路のふたがけ等、安全対策を行うことはできないでしょうか。

以上、これら2点について執行部のお考えをお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

防府市の都市計画に関する基本的な方針、いわゆる都市計画マスタープランは、20年後の2038年を目標年次として、将来の都市構造を示し、本年4月に策定、公表したところでございます。

本市の市街地は、県内で最も広い防府平野に形成されていることから、市街地が広がりやすい地形となっており、かつては農地が主であった地域においても、宅地が侵食し、市街地と農地が混在する居住環境も発生しておるところです。

議員御案内のとおり、中関、新田地区のように工場地帯があり、幹線道路が整備された比較的利便性が高い地域では、より宅地化が進んでおります。また、農業従事者の後継者不足等によって農地を手放すケースも増加しており、これも宅地化が進んでいる要因の一つと考えております。

本来、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域ですが、既に宅地化が進んでいる区域については、優良な農地との調和、自然環境の保全、防災上の観点等を踏まえ、地域の実情に応じて地区計画を策定するなど、一定のルールを定めて、計画的なまちづくりを進めることが必要であると考えております。

市では、現在、各地域で都市計画マスタープランの説明会等において、地域の皆様の御意見をお聞きしたところですので、今後、これらを踏まえまして、適正なまちづくりを誘

導するルールづくりを検討してまいりたいと存じます。

次に、宅地開発された区域周辺の施設整備についてでございます。

市では、開発許可を行う際には、県道や市道等の公道に接続するまでの道路も含めたエリアを開発区域として、審査を行っておりますので、開発区域内につきましては安全施設が整備されております。

しかしながら、開発区域外の既存の道路につきましては、議員御指摘のように十分な施設が整っていない箇所も存在しておりますので、道路の安全・安心のため、どのようなことができるか、今後、前向きに検討してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 21番、上田議員。

○21番（上田 和夫君） 御答弁ありがとうございました。

市街化調整区域に宅地化が進んでいる要因は理解をいたしますが、今、御答弁されたように、地域の実情に応じて一定のルールのもとに計画的に進めてほしいというふうに思っております。

また、農道や用排水路等については、農業の有する多面的機能を発揮する上で重要な役割を担っており、農用地とともに、良好な状態で維持・保全し、かつ有効利用を図ることは極めて重要と思っております。

また、法定外公共物である道路や水路は、その多くが生活道路や農業用水路など、地域住民の日常生活に密着した道路や水路として現在利用されており、その土地等は国有財産とされてきましたが、平成12年4月1日に施行されました、いわゆる地方分権一括法により、道路、水路のうち機能を有しているものについては、本市へ譲与され公共用財産となり、管理を行っていらっしゃいます。さらに宅地開発等で造成されました道路で市道路線編入基準に関する規程に該当するものについては、市道認定をされております。

このように、宅地開発をされた周辺には、さまざまな道路や水路が存在をいたします。所管する部署や名称が違っていても、市が管理する道路や水路には、変わりはありません。道路や水路の安全対策としての整備については、早急に手だてを講じていただきまして、私の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で、21番、上田議員の質問を終わります。

少し早いですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時 開議

○副議長（橋本龍太郎君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私がかかわって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、9番、高砂議員。

〔9番 高砂 朋子君 登壇〕

○9番（高砂 朋子君） 「公明党」の高砂でございます。通告に従いまして、4項目質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

1項目めでございます。市営住宅の充実についてお伺いをいたします。

市営住宅の充実について、これまでに「公明党」としてあらゆる角度から取り上げてまいりました。今回は本格的な少子高齢、人口減少社会を迎える中、市営住宅を必要とする方々のためにさらに生活の安定と社会福祉の増進につながる住宅政策となることを大前提に、更新期を迎えつつある老朽化した市営住宅ストックの長寿命化をどのように図り、ライフサイクルコストの縮減も考慮し、持続可能な住宅政策をどのように展開していくかという点から質問をいたします。

1点目、昨今の応募、入居状況について伺います。

最初に、全体的な管理戸数、入居戸数、空き室数、入居率の近況を伺った上で、募集可能な市営住宅で空き室数が多い住宅、例えば、松原市営、日の出市営、田島市営、古祖原市営等への応募状況と今後の入居対策について伺います。

次に、近年の優先入居制度の状況を伺います。対象者は、母子・父子世帯、高齢者世帯、多子世帯、身体・精神・知的各障害者、DV被害者等でございます。必要戸数に対して提供戸数が不足している状況が続いているようですが、今後、空き室数をもっと利活用して提供戸数を増やすなど、積極的な対策を講じる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、火災や自然災害等の緊急時対応のための空き室の確保状況と入居状況を伺います。

続いて、比較的競争率が高い住宅の応募に関して、今後、多数回応募者への対応を配慮すべきと思いますが、いかがでしょうか。この件は、これまでに要望してまいりましたが、市はかたくなに拒んでおられるように感じております。その理由もお示してください。

県は、平成15年4月以降の募集において、4回以上応募したことがある方に対し、一般枠の抽選においてくじ引きの回数を2回にする優遇措置を実施しています。県内では下関市、宇部市、美祢市、下松市等において実施されています。

2点目、維持管理、長寿命化のための方策について伺います。

今後の維持管理、長寿命化の事業方針とその整備内容を伺います。特に、入居者の高齢

化が進んでいる住宅においては居住性の向上、安全性の確保のためにでき得る限りのバリアフリー化を計画的に行っていただきたいと思っております。

次に、電気代カットで維持コスト削減につながる外灯などの照明のLED化の状況を伺います。また、昨今の防災意識の高まりの中、耐震性についても不安の声をいただいております。その点はいかがでしょう。

3点目、既に耐用年数を経過している市営住宅の今後の活用方針について伺います。

大平山市営、石ヶ口市営、小徳田市営は解体後、民間への売却を検討する方向性が示されています。どこまで検討が進んでいるのか伺います。

また、現在、募集停止になっている坂本市営、大内市営、桑山市営、上河原市営について、今後の具体的な活用方針を伺います。特に、管理戸数が305と多く、空き室数が60室を超えている坂本市営は高齢化が進み、バリアフリーとは大きくかけ離れた2階建ての住宅であり、段差や急な勾配が多い敷地内での生活は御苦労も多い状況です。災害時の避難経路の確保も難しい状況ではないでしょうか。

また、トイレが水洗化されていない、シロアリ被害の影響等で入居者ゼロの棟もあり、安全面、衛生面を考えると、今後の対策が急がれます。入居されていない棟は早急に解体すべきであり、その空間を住んでいらっしゃる方々の憩いの場とすることも喜ばれるのではないのでしょうか。

坂本市営は防府市を一望することができる大平山の麓にあり、国道2号線もすぐそば、今後、環状一号線の開通も予定され、さらに交通の利便性にすぐれている場所となります。農大周辺への県農林業拠点の構築計画案も出されていることから、周辺地域の活性化も期待できます。将来的には、この一帯を子育て世代から高齢者の方まで幅広い年代層の方が暮らせる魅力ある住宅ゾーンを構築していくことを考えてはと思っているところでございます。

ともあれ、坂本市営だけではございませんが、今後の更新に当たっては入居者の方々の意向を十分把握され、福祉向上に資するための方策をとりながら進めていただきたいことを要望しておきます。

4点目、民間住宅ストックを活用した借上市営住宅、家賃補助制度の導入について伺います。

10月に三重県亀山市の民間活用市営住宅事業を会派で視察してまいりました。民間事業者が所有する、または建築する一定の基準に適合した民間共同住宅を亀山市が10年間で30年間借り上げ、低廉な家賃で市営住宅として転貸する事業でございます。既存の市営住宅の入居募集に加え、この事業によって必要戸数を供給し、住宅に困窮する低所得

者の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的にしておられます。

防府市は、平成29年3月に公営住宅等長寿命化計画中間見直しを公表、今後、民間住宅ストックの空き屋・空き室数の有効活用について考えたいとありました。老朽化した市営住宅の更新をどうしていくかが目前に迫っている今を置いて、取り組むときはないのではないかと思います。

用途廃止に伴う住居不足の補完をどのように対応していくかを考えるとき、必要戸数を全て市の新設で提供していくことは難しく、民間住宅ストックの空き屋・空き室数の有効活用は重要な施策となり得るのではないのでしょうか。また、高齢者、障害者、母子家庭等の方々にとっても優先枠募集も十分ではない中、住みやすい環境を提供できることにつながるのではないかと思います。

茨城県ひたちなか市は、老朽化した市営住宅の廃止分に対して民間住宅を活用し家賃の一部を補助する制度で対応されています。市、事業者、入居者それぞれにメリットがあり、空き家対策にも有効とのこと。

亀山市の借り上げ事業、そしてひたちなか市の家賃補助事業、ともに市営住宅更新に当たっての人員の不足、ライフサイクルコストの縮減を考慮し、大きくかじを取られた結果でございます。防府市においても必要な事業ではないのでしょうか。御所見を伺います。

○副議長（橋本龍太郎君） 9番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 市営住宅の充実についての4点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の昨今の市営住宅の応募状況、入居状況についてでございます。

平成30年10月末現在の市営住宅の管理戸数は1,960戸で、うち入居戸数は1,456戸、空き室数は504戸となっており、入居率は74.3%となっております。

その中で、議員御指摘の松原、日の出、田島、古祖原の各住宅の応募状況でございますが、平成28年2月からことし10月まで計17回行った入居募集で、松原住宅は14戸募集に対し、延べ応募数148件、以下、日の出住宅は18戸の募集に対し、延べ30件、田島住宅は26戸募集に対し、延べ54件、古祖原住宅は18戸募集に対し、延べ22件がそれぞれ応募されております。

これら4住宅は、いずれもほぼ毎回入居募集を行っており、今後も引き続き市民のニーズに応じた募集を行って入居率を高めてまいりたいと考えております。

次に、近年の優先入居制度の状況についてでございます。

高齢者世帯や障害者世帯、母子・父子世帯等、いわゆる優先枠に該当する世帯のみを対

象とした優先枠募集は、平成28年2月以降17回の入居募集中6回行っております。優先枠の応募倍率は低いときで1倍となっており、提供戸数不足とまではいけない状況であると考えております。

しかしながら、最近の市営住宅の応募状況を見ますと、全応募世帯の80%以上が優先枠対象世帯となっている状況でございますので、今後、優先入居制度そのものの見直しが必要ではないかと考えているところでございます。

次に、火災や自然災害等の緊急時対応のための空き室の確保状況に関してでございますが、常時10室程度確保しており、ことし10月末現在、緊急対応として入居されている方はございません。

続いて、1点目最後の市営住宅への多数回応募者への配慮についてでございます。

本市では市営住宅に応募される方は基本的に住宅困窮者であり、その方々に対し応募回数に応じて当選確率に差をつける優遇制度はふさわしくないという考え方から、県営住宅や他市のような多数回応募者に対し当選確率を高めるための優遇措置は実施せず、応募がなかった住宅について、抽選で外れた方や補欠当選者の方を対象にした二次募集という独自の取り組みを行ってきたところでございます。

しかしながら、議員御指摘のように、県営住宅や県内他市の多くが実施している状況でございますので、それらを参考に検討してまいりたいと存じます。

続きまして、2点目の維持管理、長寿命化のための方策についてでございます。

市営住宅の維持管理、長寿命化につきましては、防府市公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に外壁改修等の維持改善や建て替えを行うこととしております。その中で、議員御要望の居住性の向上や安全性の確保のための施設改修などを行ってまいりたいと考えております。

また、外灯など市営住宅内の照明のLED化につきましては、順次LED化を進めており、ことし10月末現在、全市営住宅の外灯等の約70%をLED化しており、今後も進めてまいります。

次に、市営住宅の耐震性についてでございます。

新耐震基準以前、すなわち昭和56年以前に建設された住宅につきましては耐震診断を行っており、その構造躯体の安全性は確認しております。しかしながら、構造的な耐震性はあっても、建物としては老朽化しておりますので、今後も市営住宅の住民の安全性を確保するため、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

続きまして、3点目の既に耐用年数を経過している市営住宅の今後の活用に関する御質問でございます。

まず、議員御案内の大平山、石ヶ口、小徳田の各住宅ですが、大平山住宅は、現在解体中であり、既に、解体・用途廃止済みの石ヶ口住宅及び小徳田住宅跡地とあわせましてどのように利活用していくか、今後検討することとしております。

次に、現在募集を停止している坂本、大内、桑山、上河原の各住宅の今後の具体的な活用方針ですが、一昨年の防府市公営住宅等長寿命化計画中間見直しの中で、それぞれの住宅の状況や住宅周辺の環境等を考慮するとともに、入居者や地元自治会等と協議を行いながら、将来的に建て替えや用途廃止を行うこととしており、具体的な手法やスケジュール等は2021年度に策定します次期長寿命化計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

また、議員御案内の坂本住宅につきましては、御指摘のような現状でございますので、トイレが水洗化されていない棟にお住まいの方々の団地内住み替えや、入居者がいない棟の解体を進めるなどの方策について検討してまいりたいと考えております。

最後に、民間ストックを活用した借上市営住宅、家賃補助制度の導入についてでございます。

防府市公営住宅等長寿命化計画中間見直しでは、現存する市営住宅が老朽化の進行に伴う用途廃止等により、将来必要な戸数を提供できなくなる可能性も考えられることから、個別改善による長寿命化とあわせまして、今後は、民間住宅ストックの活用も検討する旨、記載しております。

議員御提案の民間住宅ストックを活用した借上市営住宅、家賃補助制度につきましては、2021年度の次期長寿命化計画策定の際に、将来的な公営住宅の必要な供給戸数を再検討する中で新たな住宅供給が必要となれば検討してまいりたいと存じます。

以上、御答弁を申し上げます。

○副議長（橋本龍太郎君） 高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） 今回は、さまざまな視点から質問させていただきまして、丁寧にお答えをいただきましたことには本当にありがとうございますと申し上げておきたいと思っております。

いろいろと今回の質問に当たり、市営住宅の現状を見ても回り、いろいろ資料も見てみました。今の現状を見ますと、本当に今後の更新問題、また次期の長寿命化計画というような本当に重要な計画になるなということを感じているところでございます。

まず優先入居制度についてでございますが、平成17年3月議会の一般質問において、私も議員になったばかりではございましたけれども、提案をさせていただきました。

現在、全応募世帯の8割以上が優先枠対象世帯であるとの御答弁でございましたが、今

後、優先入居制度そのものの見直しが必要との御答弁もあったところでございます。市営住宅を必要とされている方が年々増えている状況ではないかということでございます。その中で、必要戸数に対して提供戸数が不足しているのではないかとことを私は感じているわけですが、御答弁では、優先枠の応募倍率は低いときで1倍と、提供戸数は不足とまではいかないというような御答弁で、私としてはちょっと首をかしげてしまいたくなるような御答弁だったと感じております。じゃあ、高いときの倍率ということになるわけでございます。そもそも提供戸数が少ないので応募を諦めていらっしゃる方が大変多いのではないかとことを感じているところでございます。決して、足りているわけではないということを私は申し上げたいと思うわけでございます。

先ほども主張させていただきましたが、今後、空き室をもっともって活用して提供戸数を増やして、必要とされている方々への要望に応じてほしいということが私の一番言いたいところでございます。あえてちょっと質問はいたしませんけれども。

それから多数回応募者への配慮について、ちょっと申し上げたいと思います。

聞き取りのときから、多数回応募した人に配慮することは考えられないという感じだったことをここで正直に申し上げておきたいと思います。かたくなに断られている理由をあえて、だから聞いたわけでございます。

私が申し上げたいのは、そこを諦めず何度も申し込まれるのは、それなりに理由があるからではないでしょうか。お聞きしているところでは、子どもが転校するのが大変だからとか、また高齢になった親を近居で見守りたいからとか、また夫が障害者になったので、どうしてもバリアフリーの住宅に住みたいというような声を聞いております。私としては、配慮しないことが考えられないというふうにはずっと本日まで主張してまいりました。

宇部市は、優先入居制度に加え、介護や長期間の通院等にも配慮し住宅困窮要件の緩和を実施して対応されております。また、福岡市では応募回数や世帯区分を細分化して配慮されておりました。御答弁では、前向きに検討ということで胸をなでおろしたところでございます。

そこで、改めて質問をさせていただきます。全応募者の8割が優先枠対象者であるならば、優先入居制度の充実や多数回応募者への配慮は、福祉の観点からごく当たり前の事業ではないか。また障害者の方へは差別解消法のもとではなおさらのことだと思っております。もっとハード面、ソフト面合わせて、市民目線の市営住宅事業を行うべきではないかということを申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） 御質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃること、大変理解できるところでございます。

私どももこのたびいろいろ調査をかけてみまして、さまざまな優先枠のとり方、多数回応募者、落選した方への配慮がどうされているのか、いろんな資料を調べてまいったところでございますが、同じような条件で優先枠の方について、プラス多数回落選者には、さらにメリットを与えるというようなことをやっていらっしゃるところが多いような感じをいたしました。

多数回落選者が落選の回数が多ければ、さらに優遇を与えるとか、そういったこともいろんな取り組みをされていることがわかってまいりましたので、県内でも今13市中9市がそういうことをやっていらっしゃる。大分、防府は立ち遅れてしまったなという感覚を持っておりますので、そういうことも踏まえまして、どういったやり方が一番いい、不公平感も与えずに配慮もしているということになるのか、ちょっと勉強させていただければというふうに考えております。

ただし、いわゆる優先枠の方が8割を超えているという御答弁をさせていただきましたけれども、そういった現状でございますので、議員おっしゃるように、そもそも住宅の供給数が足りないのではないかということにつきましては、今の住宅の、いわゆる上層階について、実は申し込みがないとか、そういった現状もございます。

そういったことを考えますと、住宅の供給のニーズに答えられていないという部分も感じておりますので、そこら辺についても今後の検討課題ということで研究してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（橋本龍太郎君） 高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） ありがとうございます。ぜひともよろしく願いをいたします。

ここで、もう1点質問させていただきます。

市営住宅の情報提供の充実ということで、今回、県内の市のホームページをいろいろ見させていただきました。

下松市において実施されていたわけですが、市営住宅の紹介に当たって、ホームページ上に外観の画像に加えて内観も掲載されておりました。こういったことも情報提供の充実につながるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

議員御提案の市営住宅の内観の画像公開でございますが、これは入居を希望される方にとって有効な情報であると思っております。今後、他市の事例を参考に、可能な手法を実

施したいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） ぜひともよろしく願いをいたします。

坂本市営についてでございますけれども、何度も申し上げているように、老朽化も進み、高齢化も進んでいるわけです。2階には階段が急だから上がらないで、狭い1階のみで暮らしておられる方をたくさん見聞きしてまいりました。いずれ更新していかなくてはならない市営住宅でございます。減築しなければならないところは減築し、今住んでいらっしゃる方々のためにできる限りのバリアフリー化・更新を進めていただきたいと思います。

最後に、民間ストックを活用した借上住宅と家賃補助制度のことでございますけれども、積極的な導入を提案させていただきました。御答弁では、2021年の長寿命化計画の策定の際に新たな住宅供給が必要であれば検討するというようなことだったかと思えます。

国交省の借上住宅への見解でございますが、直接建設方式に比べ、土地の取得費、建設費等の多額な初期投資を必要とせず、効率的な公営住宅の供給が可能。また、期限を区切った借り上げにより、建て替えや災害時の一時的、緊急的需要への対応を含む地域の公営住宅需要の変化に対応した供給量調整が可能とあります。

まずは、今後の用途廃止のところの対応には有効な取り組みではないかと思っておりますので、積極的に御検討していただければと思っております。

種々、市営住宅について取り上げさせていただきました。

私が一番申し上げたいのは、この取り組みに当たっては底流に福祉の心がなかったら市の事業とはいえないのではないかと、そういったことを一番申し上げたいと思っております。今回は部長からの御答弁でありましたので、ここでいきなりではございますけれども、市長の御所見をお伺いできればと思っております。大変急で申しわけございません。

○副議長（橋本龍太郎君） 市長。

○市長（池田 豊君） 高砂議員からは、市営住宅につきまして、県営住宅の平成15年度からの多数回落選者の優先のこと、また下松市の例を挙げての情報提供、また亀山市やひたちなか市の家賃補助の例を挙げて、さまざまな御質問がございました。

福祉の心ということでございましたけれども、市営住宅は公営住宅でございます。公営住宅というのは、憲法25条の生存権に基づきまして、公営住宅法では、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する人に低廉な家賃で賃貸すると

いうふうな精神があったかと思えますけれども、その精神に基づきまして、本当に生活に困窮というか、そういういわゆる弱者の方、そういう人たちにとって使いやすい市営住宅なりを、今後、長寿命化計画等をじき立てるようでございます。また、優先制度についても見直しをすると、今部長のほうから答弁がありますけれども、その基本に立って取り組んでいきたいと考えております。

○副議長（橋本龍太郎君） 高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） ありがとうございます。どうか今後ともよろしく願いをいたします。

それでは、2項目め、女性の活躍応援について質問をいたします。

内閣府公表の女性活躍加速のための重点方針2018には、女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現、あらゆる分野における女性の活躍、女性活躍のための基盤整備について基本的な考えが示されております。

市においても女性の活躍を支えるために健康づくりを重視し、元気に働き続けられる社会の実現に向けた働き方改革や子育ての環境整備に関する取り組みが、今一層、具体的に進められることを願っております。

そこで、質問をさせていただきます。

1点目、妊娠・出産・育児総合支援体制、小児救急医療体制の充実など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりについて伺います。

これらは平成27年度から5年間を目標期間と定め、防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略として取り組む事業にあり、これまでの実施状況と今後の取り組み、課題をお聞かせください。

12月1日号の市広報には、「ようこそ、まんまるほうふへ」と題し特集が組まれており、「誰でも子育てに悩み不安を感じるのは当たり前のことです。自分ができた小さなことを見つけて、自分に丸をつけてほめてあげましょう」とありました。利用者の声も紹介されており、身近に感じられたのではないのでしょうか。子育て応援室まんまるほうふを利用され、寄り添い型の支援に元気をいただかれた方は多いと思います。相談支援の状況をお聞かせください。

2点目、女性の活躍応援・人材確保支援事業であるほうふ女性しごと応援テラス、ほうふ幸せます働き方推進企業認定制度ですが、これらの実施状況をお聞かせください。

これらの事業は、今年度までの地方創生推進交付金による取り組みですが、女性活躍加速のためにさまざまな困難を抱えている女性に寄り添いながらの就労支援のために、さらにさらに重要な取り組みであるとも考えますし、働く環境が改善されることによって、女

性に負担が集中してきた育児や介護の負担軽減にもつながると思います。今後、どのように展開されるのかお聞かせください。

○副議長（橋本龍太郎君） それでは、ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 高砂議員の御質問にお答えいたします。女性の活躍応援についての御質問でございます。

まず1点目の安心して子どもを産み育てられる環境づくりについてでございます。

妊娠・出産・育児総合支援体制につきましては、防府市では子育て世代包括支援センター「子育て応援室まんまるほうふ」を設置し、専任保健師、兼任保健師、専任の助産師各1名の3名が地区担当保健師や子育て支援課と連携を図りながら業務を実施しております。

具体的には、母子健康手帳交付時の面接を充実させ、妊婦さん自身のお悩みや不安を丁寧にお聞きし、支援が必要な妊婦さんには家庭訪問や定期的な個別相談などを行っております。

相談は、妊婦さんや子育て中の保護者の方だけでなく、妊娠期から子育て期にかかわる地域の方や関係機関からもあり、その件数は平成29年10月から3月までの6カ月間で254件、平成30年度は4月から10月末現在で591件と、市民の方々に周知をされたことにより大幅に増加しております。

また、同じ期間中に、市広報の12月1日号にも掲載させていただきましたけれども、子育て応援室まんまるほうふから家庭訪問や電話連絡等で支援を行った件数も平成29年の154件から平成30年度は214件と、相談件数と同様に増加しております。

相談内容といたしましては、子どもの身長、体重を測ってほしい、授乳や離乳食について聞きたい、転入して防府市のことがわからないなどの相談や、子どもとうまくかかわれないなどといった悩みを打ち明けられる方もおられます。

また、産後数カ月間の期間に、慣れない子育てに戸惑いを感じ、うつ状態になられた場合には、御本人の了解のもと医療機関から連絡が入り支援を行う場合もございます。いずれの御相談に対しましても、来所される方には少しでも子育てについての不安やストレスを解消してもらえるよう、しっかり時間をかけて傾聴するように心がけております。

今後も、市民の皆様への周知を継続するとともに産前産後の支援の充実を図り、心身の不調を感じる妊産婦を早期に把握し、必要な支援を行えるように関係機関との連携を強化し、妊娠期から子育て期の支援体制の整備に取り組んでまいります。

次に、ほうふ女性しごと応援テラスと、ほうふ幸せます働き方推進企業認定制度について

てのお尋ねでございます。

私は、生産年齢人口の減少などにより、市内企業の人手不足が顕著になっている中で、人材活用や人材確保を図ることは非常に重要であると考えております。働く意欲のある女性の就労を支援するほうふ女性しごと応援テラスにつきましては、昨年7月に開設して以来、本年10月末までの利用状況は、相談件数が540件、テラスの登録者数が243名、就職等の進路決定をされた方が142名、そのうち正社員として就職された方は22名となっております。

議員御案内のとおり、これらの事業は国の地方創生推進交付金を活用した事業であり、本年度が交付金の最終年度となっておりますことから、来年度以降につきましては、これまでの成果をしっかりと検証した上で誰もが活躍できる働き方を応援する事業の再構築が必要であると考えているところでございます。

こうした中、先月6日に開催した防府市産業戦略本部の中でも人材確保への御意見を多数いただいたところであり、人材活躍や人材確保についての対策は大きな課題と考えております。

今後も働き方改革を積極的に推進するとともに、ハローワーク防府や本年8月にリニューアルされ、新たに女性やシニア層の就職支援も積極的に行われている県の山口しごとセンターなどの就労支援機関とも連携した総合的な就労支援対策をしっかりと検討、そして構築してまいりたいと考えております。

○副議長（橋本龍太郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 私のほうから、小児科医療の充実のほうについて御回答させていただきたいと思っております。

小児科救急医療体制につきましては市民の皆様の安心・安全のために重要なものと考えており、日曜日や祝日等の休日昼間につきましては、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会の御協力により、防府市休日診療所を運営しております。

平日夜間の小児科救急医療体制につきましては、その必要性から、長年にわたり防府医師会、防府小児科医会、山口県立総合医療センター等と協議をしておりますが、小児科医の不足や医師の高齢化等の問題があり、本市の現状では、単独での夜間の小児救急診療所の開設等は困難な状況でございます。

そのため、市民の方々に対しましては、日ごろから気軽に相談できるかかりつけ医を持っていただき、いざというときには、まず最初にかかりつけ医に連絡できるようにすることや、夜間については子どもの急病等に対して医師等に無料で相談できる小児救急医療電話相談#8000を利用されるよう、市広報や防府市子育て情報マップ等でお知らせして

いるところでございます。

また、市内の小児科医院、保育園や幼稚園及び小学校へ通う保護者の方々に対しまして、かかりつけ医を持つことや、夜間につきましては#8000番の利用の徹底を図るように啓発用チラシを年内に配布いたします。

今後も小児救急医療につきましては関係機関との協議を継続し、市民の方々の適切な医療機関の受診につながるよう、広報・啓発活動に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 答弁漏れがございました。先ほどの中で、ほうふ幸せます働き方推進企業の認定制度があったと思います。答弁漏れしてしまいました。どうも申しわけございません。

ほうふ幸せます働き方推進企業認定制度につきましては、昨年8月の申請受付開始以来、本年10月末時点で52社の企業を認定しております。そのうち23社については、新卒採用や管理職の女性比率を高めるなどの女性活躍推進を目標に掲げ、達成に向けた取り組みを進めておられます。

ということで、その後が申しわけございません。議員御案内のとおりということで、国の地方創生推進交付金を活用した事業であり、本年度が交付金の最終年度となっておりますことから、来年度につきましては、これまでの成果をしっかりと検証した上で誰もが活躍できる働き方を応援する事業の再構築が必要であると考えているというところがございますと、こうつながりました。どうも答弁漏れ、失礼いたしました。

○副議長（橋本龍太郎君） 高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございました。

まんまるほうふについては、先ほど御答弁にありましたように、来所の方、また訪問をしてくださったりと丁寧に進めてくださっており、さまざまな相談が寄せられていることに対応してくださっている様子を教えていただきました。大変喜ばしいことだろうと思っております。ありがとうございます。

また、子どもたちの命と健康を守るためのことでございますけれども、先ほど#8000の御紹介もございました。この#8000のさらなる周知や、かかりつけ医を持つことの啓発等、総合的な対策を今後ともよろしく願いをいたします。

それでは、再質問をさせていただきます。

今回、総合戦略の中の、安心して子どもを産み育てられる環境づくりについて質問させ

ていただいたわけですが、その中で、病児・病後児保育施設の増設という項目もありました。どのように取り組んでいかれるのか、現状も合わせて教えていただければと思います。

○副議長（橋本龍太郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 御質問にお答えいたします。

本市では、現在、医療法人くらしげ小児科と委託契約を締結いたしまして、平成14年4月から、くらしげ小児科の隣に病児保育施設きららルームを開設して事業を実施しており、平成27年度からは利用対象を小学校6年生まで拡充したところでございます。

こうした中、平成27年3月に策定しました防府市子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援に関するニーズ調査等をもとに、平成31年度における病児保育施設の需要予測を年間約3,000人と見込み、保育施設1カ所増設を検討することとしておりました。また、議員御案内のとおり、防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても1カ所増設するというふうな計画にしておりました。

しかしながら、利用者数は平成25年度が1,223人、26年度が1,174人、27年度が1,280人、28年度は1,394人、平成29年度は1,297人と推移し、需要予測3,000人とかけ離れており、増設には至っていないところでございます。

一方、今年度、子ども・子育て支援事業計画の改定に当たり、就学前の子ども及び小学生の保護者約4,000人を対象に、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施しますが、病児保育の利用意向などについても子育て家庭の皆様の声をお聞きすることとしております。

つきましては、今後もきららルームの利用状況などを注視するとともに、ニーズ調査の中で子育て家庭の皆様のお声をしっかりとお聞きし、病児保育施設の増設の必要性を見きわめてまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（橋本龍太郎君） 高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） 病児・病後児保育に関しましては、蔵重先生に大変御苦労いただいていることとでございます。本当にありがたいことだと思っております。対象者も拡充していただいたということで、御家族の方は安心していらっしゃるのではないかとと思うところでございます。

アンケートをとられて、今後、見きわめていくということとございました。先ほど数値を教えていただきましたけれども、ほぼ横ばいの状況でございます。皆様の御要望に応じて今後の施策をとっていただければと思うところでございます。

次の質問ですが、男性の積極的な家事育児への参加促進という項目もこの総合戦略の中にはあるわけですが、どのように取り組んでおられるのか。また、取り組んでいられるのか。その辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

○副議長（橋本龍太郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し活躍するためには、男性も積極的に家事育児に参加することが重要であると存じます。

性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、市といたしましては、広報・啓発・教育・学習の充実に取り組んでおるところでございます。

具体的には、啓発講座として、父と子の料理教室を開催し、実際に料理をつくっていただくことで家事の大変さと楽しさを感じていただいております。

また、イクメン・イクジイ・カジダンフォトコンテストでは、育児を楽しむお父さん、おじいちゃんなどの写真を応募していただき、ルルサス防府で展示し、市民投票を行うことで積極的な家事育児参加への取り組みと幅広い世代への働きかけを行っておるところでございます。この作品は子育て世代の集まりである、わいわい防府っ子のつどいなどにも展示し、広報・啓発活動にも活用をさせていただいております。

また、担当職員がいろいろな団体の集会等に出向き、男女共同参画の講演や普及活動も行っておるところでございます。

女性の活躍のためには、男性の積極的な家事育児への参加が必要となってまいりますので、市といたしましては、今後も継続して性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発・教育・学習の充実に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（橋本龍太郎君） 高砂委員。

○9番（高砂 朋子君） 市広報の特集には、「妊娠中の妻と利用し、妊婦体験や赤ちゃんのおむつ替えの練習をしました。」「夫婦で助産師さんに話を聞くことができ、赤ちゃんを迎える心構えができました」との声も紹介されておりました。また、12月8日には保健センターでパパ、ママになるあなたへということで、両親学級が開催される広報もされていたところでございます。どのような状況であったかをまたお聞かせいただければと思っております。

子どもと一緒に育てるというごく当たり前のことが促進されるように願っております。どうか今後ともよろしく願いをいたします。

それから、女性の就労支援についてでございますけれども、このテラスの事業に当たら

れた方々は本当に丁寧な対応をしてくださいまして、成果も出たところでございます。女性が働くことへのサポート体制というのは本当に重要だなということを感じています。この女性しごと応援テラスは、ひとまずというところではございますけれども、総合的な支援体制を再構築とは申されましたものの、今後の体制が本当にどうなるのかということが大きな不安が私にもございます。しっかりと歩み寄りの取り組みをしていただきたいと思います。ということを重ねてお願いをしておきたいと思っております。

ここで、ある女性の声を紹介をいたします。経済的にはフルに働きたいけれども、親の介護のため時間も必要、有給休暇も使い切り、離職や転職を考えてもみたが、1人で悩んだあげく、体はきついけれども、深夜枠のシフトを定期的に入れてもらい、日中は親のために働くことにしたとのことでした。この女性が抱える悩みは、経済的なこと、仕事上のこと、親の介護、地域とのかかわり、自身の健康問題、将来への不安など、多岐にわたっておりまして。それを誰にも相談せずに解決されようとしていたことに胸が痛くなったわけでございます。

母子家庭も増えてきております。つい先日もお電話がありました。子どもを預けて働かなくては生活ができないが、保育園の空きがなくて困っているということでございました。先日、待機児童の状況を聞きましたけれども、17名ぐらいでしたでしょうか、待機児童がいらっしゃるという御報告もいただいたところでございます。さまざまな厳しい環境の中で頑張り過ぎている女性がたくさんいます。行政に届いていない深刻な状況がたくさんあることをどうか知っていただきたいと思います。思っているところでございます。その上で、女性の活躍を庁内、関係機関、企業との連携のもと、寄り添い型の支援でしっかりと応援していただきたいと思うところでございます。これからも女性活躍のための方策について取り上げていきたいと思っておりますので、今後ともどうかよろしくお願いをいたします。

それでは、3項目めに入らせていただきます。高齢障害者の介護保険サービスの利用についてお伺いをいたします。

障害福祉サービスを受けていらっしゃる障害者の方は65歳になると介護保険サービスを優先して利用することになっております。その移行に伴い、低所得者の利用者の1割の自己負担が新たに生じたり、これまで受けていたサービスの内容が変わってしまうなどの課題がありました。こうした事態解消のために、平成28年5月に障害者総合支援法が改正され、本年4月から施行。低所得者など、一定の要件を満たした高齢障害者の方については、介護保険サービスの自己負担が償還払いによってゼロになります。また、障害福祉事業所が新たに介護保険事業所としての指定を受けやすくなる仕組みも設けられています。障害者の方々が高齢になられても、安心して暮らせる体制整備が重要と考えます。

そこで、高齢障害者が介護保険サービスを円滑に利用するための体制について伺います。市内に65歳に至るまで障害福祉サービスを受けておられた高齢障害者の方がどのくらいいらっしゃるのでしょうか。また、介護保険サービスへの移行に関して、利用者負担の軽減制度の取り組み状況、サービス事業所の受入体制等、現状と課題をお聞かせください。

障害ごとの対応も大変重要になってくるのではないのでしょうか。このようなことから、高齢福祉課と障害福祉課、関係機関の連携が大変重要になってくる案件だと思います。円滑に移行されているかというところが、いただいた御相談者の声から気になっているところです。円滑な移行のために、地域ケア会議などの場で、支援者研修を行う自治体や高齢障害者として支援サービスを利用する人向けのリーフレットを作成している自治体もあります。こういったことも有効だと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上、よろしく願いをいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 御質問にお答えをいたします。

まず市内の65歳に至るまでに障害福祉サービスを受けておられた高齢障害者の方の人数についてでございます。

議員御案内のとおり、高齢障害者の方につきましては介護保険が優先されるため、介護保険の要介護、要支援の認定等がされますと、いわゆるホームヘルプ、デイサービス、ショートステイについては、障害福祉サービスから介護保険サービスへと移行することとなります。そしてその人数は、平成18年の障害者自立支援法全面施行以後に65歳となられた方が対象となりますが、本年9月1日現在、50人の方がいらっしゃいます。この50人のうち、一定の要件を満たし、介護保険サービスの自己負担の償還の対象となる高齢障害者の方は、本年9月のサービス利用において、8人と把握しているところでございます。

次に、介護保険サービスへの移行に関して、利用者負担の軽減制度の取り組み状況についてでございます。

本軽減制度に関しましては、当初、当該月のサービス利用状況が確定する、おおむね3カ月後には該当される高齢障害者の方へ償還手続の御案内を行うことで予定しておりましたが、関係団体とのシステム連携が遅延している状況にありまして、今年度は応急措置として、手作業による処理を進めておりまして、年明けに該当される全ての方へ、御案内をすることといたしております。

次に、介護保険サービスへの移行に関して、サービス事業者の受入体制の現状と課題についてでございます。

本市では、新たに設定されました障害福祉サービスと介護保険サービスを同時に提供する、いわゆる共生型サービス事業者、これはゼロという現状でございます。ただし、障害福祉サービスと介護保険サービスを同じ場所でそれぞれに提供しておられる事業所がホームヘルプで12事業所、デイサービスで1事業所、ショートステイで2事業所ございます。このため、御自宅で利用されるホームヘルプにつきましては、事業所が変わることなくサービスを利用できる体制が整っているところでございますが、デイサービスとショートステイにつきましては、事業所を変えて利用しなければならない方も多くおられるというのが実情となっております。

1つの事業所で障害者と高齢者の双方に良質のサービスが提供されることは、今後、地域共生社会の実現を進める中でも重要なことと存じますので、まずは障害者と高齢者において状態像が重なる方への共生型サービスの提供について、既存の事業所に働きかけるとともに、新規参入を希望される事業所に対しても働きかけてまいりたいと存じます。

なお、介護保険サービスに移行される高齢障害者の方への支援につきましては、それまで障害福祉サービスのサービス利用計画を作成していた相談支援専門員と、移行後にケアプランを作成するケアマネジャーにおいて、御本人を交えた丁寧な引き継ぎが行われるほか、御本人の意向を最大限に尊重しながら、それぞれ専門家の視点からこれまでの支援の振り返りと見直しも行われ、今後利用する介護保険サービスとのマッチングを図るなど、スムーズな移行支援に取り組まれていると承知しているところでございます。

また、高齢福祉課と障害福祉課においても、個別の高齢障害者への対応につきましては、日ごろより綿密に情報を共有し、共通認識のもと一体的に、また一貫性のある対応を行うなどしているところでございますが、今後は事業所設置の相談に際しましても、共生型サービスの提供を相互に働きかけるなど、地域共生社会の実現に向け、より一層連携した取り組みを進めてまいります。

最後に、議員から御提案のあった支援者への研修等を行うことについてでございますが、障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行を行うに当たって、大変有効なものと考えるところでございます。支援者の研修につきましては、そのあり方や内容につきまして、先進事例などを鋭意研究してまいります。また、リーフレットにつきましては、早急に作成し、負担軽減制度の周知を図るほか、介護保険へと移行される障害者の方の不安解消に努めてまいろうと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（橋本龍太郎君） 高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） 詳しい御説明ありがとうございました。

私が直接ご相談としてお話を伺ったのは、障害者の御夫婦のケースでございました。移行に対して大変大きな不安を持っておられたわけでございます。市内の高齢障害者で介護保険サービスを利用されている方々の状況がわかったわけですけれども、やはり該当の方たちの不安を取り除くための施策、そしてそれを受け入れていく事業所への対応、またそういった施策をとっていかないと対応ができないことではないかというふうにも思っております。共生型の社会をつくっていくために重要なことだろうと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

先ほど御答弁にもありましたけれども、本当にそういった方々が安心してお暮らしいただけるように、連携なくして進まない事業だろうと思っております。高齢福祉課と、そして障害福祉課、そして事業所さん、またいろいろな関係機関の方々との連携が最重要でございます。また、提案を申し上げましたけれども、スキルアップをしっかりといただくためのいろいろな取り組みも必要かと思っております。今後ともどうかよろしくお願いをいたします。

それでは、最後の項目になりました。4項目めの質問をさせていただきます。

自治会設置のLED防犯灯の更新についてでございます。

平成23年度より各単位自治会において、省エネと経費削減につながり、長寿命化が図れるLED照明を地域の防犯灯としてほぼ一斉に近い形で交換導入されました。約8年がたとうとしております。照明の寿命は約8年から10年と言われ、今後ばらつきはあると思いますが、ほぼ一斉に近い形で更新時期を迎えることとなります。新設は補助率60%で1万8,000円以内、取り替えは補助率60%で1万4,000円以内となっており、市においても、各地区においても多額の負担が発生いたします。各地区において、予期せぬ負担とならないよう、啓発していくことも今後重要だと思います。平成23年度からの取り替えの件数と今後の更新への対応はどのようにされていくのかお伺いをいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 御質問にお答えいたします。防犯灯につきましては、自治会及び地域自治会連合会が設置、維持管理しておられ、現在、市内には約8,200灯が設置されております。安全・安心な市民生活を送る上で、防犯灯は重要な役割を果たしており、市といたしましても、防犯灯に係る補助制度を設け、自治会等に対し、設置、取替費用及び電気料金の一部を補助いたしております。その中で、LED防犯灯につきましては、一般的に長寿命で、消費電力が少なく、電気料金の節減ができるといった利点があることから、平成23年度にLED防犯灯に対する補助制度を新たに開始し、LED化の推進を図

ってまいりました。その結果、自治会の皆様の積極的な取り組みによりまして、現在約96%がLEDの防犯灯となっているところでございます。

議員お尋ねの平成23年度から3年間のLED防犯灯への取り替え及び設置件数を申し上げますと、平成23年度は取り替えが1,519灯、新設が84灯、平成24年度は取り替えが3,606灯、新設が182灯、平成25年度は取り替えが1,059灯、新設が131灯でございます。LED防犯灯の耐用年数は一般的に約10年とされており、平成23年度から設置されたLED防犯灯について、今後、多数が交換時期を迎えることとなります。そのため、所有されている防犯灯の取り替えが重なることから、費用について懸念されている自治会もあることと存じます。市といたしましても、今後増加が見込まれますLED防犯灯の設置や取り替え件数、特にLEDの不具合による取り替え件数について把握に努めているところでございます。

厳しい財政状況にありますが、防犯灯は市民の皆様の安心・安全を確保するために欠かせないものであると考えております。しっかりと取り組んでいく所存でございます。

今後も、防犯灯設置の補助制度の維持に努めてまいりますとともに、防犯灯の電気代についての補助について、算定方法の見直しも検討しており、地域の安心・安全のためにも、防犯灯の設置が増えることを期待しております。

○副議長（橋本龍太郎君） 高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） 平成23年から3年間の取り替えと新設の件数をお示しをいただきました。約6,500を超えるということでございます。また、現在のLED化率も96%まで進んでいるということございました。まだまだ先のことと感じておりましたけれども、更新はすぐそばに来ているんだなということを感じるわけでございます。

そういったことを考えますと、各地区へのいろいろな啓発、市の補助体制を十分とっていくと、そういったことが重要になってくるかと思っております。その辺を今後よろしくお願いをしたいと思っております。

今回は4項目にわたって質問をさせていただきました。福祉の心ということを随所に言わせていただいたわけですが、そういった心をベースにさまざまな事業を展開していただきたいことを申し述べまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（橋本龍太郎君） 以上で、9番、高砂議員の質問を終わります。

○副議長（橋本龍太郎君） 次は、15番、田中敏靖議員。

〔15番 田中 敏靖君 登壇〕

○15番（田中 敏靖君） 会派「防府市政会」の田中敏靖でございます。通告に従いま

して、質問させていただきます。執行部におかれましてはよろしく御回答のほどお願いいたします。

最初に、都市計画行政について3点。都市計画道路について、線引きの見直しについて、開発許可の指導についてのお尋ねをいたします。

まず、都市計画道路についてお尋ねいたします。

都市計画道路の見直し案を示されましたが、この見直しはいつ実行の予定でしょうか。見直しをする中で、片側が大きな川等で利用が制限されるようなところは変更されるのでしょうか。また、現在計画中の都市計画道路については、平面的にはわかりますが、立体的でないため、段差等、進入不可についてはわかりません。考慮されますでしょうか、お尋ねいたします。

次に、線引きの見直しについてお尋ねいたします。

都市計画マスタープランが作成され、いよいよ細部にわたり実施施行がされると思います。市街化調整区域内で市街化が進む中、線引き見直しのスケジュール等をお知らせください。

3として、開発許可の指導についてお尋ねいたします。

行政指導に一貫性がないと思います。誰がどのように決めて実行しているのか、お尋ねします。

以上、よろしく御回答のほうお願いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 15番、田中敏靖議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

まず、最初の都市計画道路についてでございます。

都市計画道路の見直しにつきましては、平成27年8月に必要な計画路線と廃止する計画路線に振り分け、見直し方針案を説明させていただきましたが、具体的な実施時期はまだ決まっておりません。

また、御質問の中の都市計画決定をしている計画路線の標高が示されていない、また河川などにより片側が利用できないことについてでございますが、当初の計画決定段階では、路線の位置及び幅員のみを決定しており、事業実施の段階で地域の皆様の御意見を伺いながら、実施設計を行っていき、詳細を決めていくということになります。

次に、2点目の線引き見直しについてです。

都市計画法第7条に規定されております都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する、いわゆる線引きは、市の要望を踏まえ、都道府県が国の同意を得て定めるもの

と規定されております。本市の都市計画区域においては、昭和46年12月に当初の決定をし、昭和53年、昭和61年、平成4年、平成6年、平成16年に変更をされております。山口県におかれましては、平成29年度に都市計画基礎調査を実施され、都市計画法第6条の2に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を現在作成中であり、次の線引き見直しの具体的なスケジュールについては、まだ示されておられません。

次に、3点目の開発許可の指導についてです。

都市計画法に基づく開発許可制度は、良好な市街地の形成を目途とするものであり、その審査基準は社会・経済情勢の変化に伴い、見直しが行われ、国からの通達や運用指針等で示されております。

本市では、都市計画法に基づく開発許可申請の審査に当たっては、県が示した運用基準に準拠しながら、適正な運用を実施するよう努めております。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 田中敏靖議員。

○15番（田中 敏靖君） 御回答いただきましたが、大変不満足です。といいますのは、今現在、私はこの前7月の議会にも道路行政ということで、お尋ねしましたが、今環状一号線ができてはいるんですが、ここで大いに不満な点だらけなんです。というのは、今ここで質問していますように、道路の平面的には当然どこに道路が通るというのはわかります。高さがわからない。道路が行きどまりで通れなくなるということもわからない。そんなものは全く示されておらない、つくってみて出来上がって初めてわかるという、こういう状況は先般も申し上げたとおりです。

具体的に、例えば環状一号線の次の計画を例にとって申し上げますと、今、松崎牟礼線から北東に、今工事中で着工、ことしからやっておりますが、5年から10年かかるであろうというところなんです。ここは、段差が大体7メートルから8メートルあるんです。現在の敷地から7メートル、8メートルの高低差があるわけです。普通の住宅でいきますと軒より高いところに道路の上があるわけです。そんなできる場所、それを説明したら誰がいいと言いますか。家の前に100メートルぐらいで壁ができれば、そういうところの道路要りませんよというのが御近所のお考えだと思います。

そんな話をいろいろしましたら、まず警察から言われたのは、あなたのために道はつくっておるのではないと言われました。帰ってくれと。そんなばかなことあるか。じゃあ、その道誰が頼んだか、おたくの市長さんじゃありませんかと。市長さんから環状一号線つくってくれと言われとるから、言いたいことがあれば市長に言えと、このようなことを言っておりました。そんなばかなことありませんよ。

あれは県の事業ですから、県が当然そういうことは網羅してやっていく、そういう中で、どうしても必要性があるのであれば、計画の段階からこの道路はこんな高さになりますよ、この道路はこうなりますよという説明をしてくれと言っておるわけですよ。それをこの道路の見直しの中に入れるべきではないかという質問なんです。

それをどうしてもできないというのであれば、今の道路計画全てやめてしまえばいいわけですよ。そういうことはもう一旦都市計画やりましたら、まず無理なんです。法的に少数の不利益は、都市計画法上やむを得ない。公の、大多数の人が利便性を——については、それを優先するというのが法律なものですから。

しかし、地域の不便というものは、やはりそれを解消していかなければいけない。全員のためには、やっぱり地域はそれを我慢せいというのであれば、それをカバーするだけの施策はしてやるべきであろうと、かように思います。市長さんいかがでございますか。市長に聞けと言われましたから、聞かせていただきますが、お答えいただけませんか。

○副議長（橋本龍太郎君） 市長。

○市長（池田 豊君） 都市計画についての御質問ございました。今の道路については、私もその近くに住んでおりますので、重々承知しておりますけれども、これにつきましては、先ほどありましたけれども、トータル的な面で利便性の向上等、そういうことで地域からの要望があり、県の事業として行われるものと考えております。

○副議長（橋本龍太郎君） 田中敏靖議員。

○15番（田中 敏靖君） 市長さんそういうふうにお考えでしょうけれど、実際に地域におりますと、さまざまな問題が現状に上がっておるわけです。今までずっと何十年も生活している道路が突然なくなるわけです。通れなくなるんです。それも我慢せいというのもやっぱり限度があると思うんですよ。

平面であれば、道路というのは乗れますから、誰もがまあしょうがない、道路できたらええなと思いますが、全く乗れない道路、今それがたまたま環状一号線になっているかもわかりませんが、市内には多くの路線があります。その路線に全てがそういう問題があるとは言いませんが、例えば、今から重点的になさろうとする中関港から右田に抜ける40メートル道路等が出てくるとと思いますが、そうなった場合に、同じ平面ではなかなかできないわけです。そういうときには少し変わってくると思います。それがどうなるかというのは私にもわかりません。そういう道路をつくるときには、やはりこういうふうにしましょうということを地域に理解していただけるような計画にしていくべきだと私は思います。

今、その環状一号線にまた戻って言いますが、そのすぐそばに道があるんですが、側道があって、その道路が今度環状線に乗れなくて、行きどまりなんです。そんな都市計画道路をつくっているんです。行きどまりなんです。それはまだ県から具体的な説明がありませんが、そういうふうに関域に密着した説明をした上で事業を進めるべきであると。

まだその中で最初に戻りますけれど、都市計画路線の廃止は、最初に27年の8月ごろにありましたけど、その廃止もするのであれば、早くしたらいんじゃないかということなんです。廃止をしないということは、廃止する予定であるけれど、これは都市計画法上建てられない建築物があるわけなんです。都市計画法上。だからそういう制限をやっぴりかけていますので、廃止するのであれば早くやってほしい。廃止しないのであれば、そのまま置いといてもらいたい。しかし、あれは川のすぐそばですから、もったいない。もう少し——川はずらせませんから——道路の位置をずらせば、両方に使えて、投資効果があると、こういうふうに思います。そういうふうに今から見直しをする中で、いろいろと考えていかなきゃならない。もう言えばきりがなほど道路の問題はありますが、年数がわからないというのは非常に問題があると思います。

もう一度お尋ねしますが、もう27年の8月に合意されましたけれど、全く予定が立たないのでしょうか。お答えください。

○副議長（橋本龍太郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

都市計画道路の廃止については、候補を挙げて、その後の作業といいますか、県のほうと協議をいたしまして、議員おっしゃるとおり都市計画道路の決定された区域に土地を持っておられる方については、私権の制限、2階以上のかたい建物を建ててはいけなないとかそういった制限がございます。その辺をいろいろ総合的に判断して、なかなか現実的に廃止できない、やはり廃止することについて、いつになるかというところが今の段階で明確にお示しできないというところでございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 田中敏靖議員。

○15番（田中 敏靖君） 行政とすればやむを得ないかもわかりませんが、できたら明示ができるように努力のほうよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、これも道路変更したらどうかという中の一つのことなんです。既存の道路に並行して、もしこの都市計画道路があったということで、今例えば環状一号線のとこなんです。そういう場合には、既存の道路とその交差点の距離が150メートル以上でないと信号がつかないんです。信号つけていただけないんです。まさかそんなことないだろうと思っていたら、信号つけていただけないんです。その150メートルという制限というの

がありますので、ずらしたらどうかという話をしているわけなんです。交通安全上やむを得ない、信号をつけられない条件の中にそれが入ってありました。そんなことも初めは知らないんで、我々は信号つけろと言っていたんですけど、なかなかつかないというのが現状。だから、つかないんであれば、初めから道路、場所変えたらどうかという提案をしているわけです。その辺は重々考慮されて、この都市計画道路というのは変更するなり、見直すなりしていただきたいと思います。

特に、地元の中で道路が、その都市計画道路をつくるために進入ができないとかいうのは大変困りますので、前もってお願いしたい、計画を施工する前に説明してもらいたい。施工した後に通れんからしょうがないというのでは困ります。現状は、施工した後から言われております。大変困っている状況でございますので、ぜひともそれをやっていただきたい。

これとよく似たのが、今国道2号線の拡幅、富海とか大道も今からなるんでしょうけど、今右田のバイパス沿いなんかでも、平面的には非常に使いづらいんです。防音壁のために、土で盛って防音壁やっているわけです。あんなもんやめてしまって、防音壁という壁をこしらえたほうがまだよっぽどいいと思うんで、平面で使えるように努力していただくほうが地元の要望にも応えられるんじゃないかと思います。土盛りをしますと、見えにくいことと、その管理も大変、いろんな問題が起こっています。安上がりなことは、土盛りが一番安いです。だからそういうことでは困るんで、やっぱり地元の要望をぜひ入れていただいて、そういう計画に入れてもらえればと思います。

都市計画道路については、そのあたりにしたいと思います。

次に、線引きの見直しですが、線引きの見直し、過去4回やられておりますが、もうそろそろやってもいいんじゃないかという、もうそろそろが随分たちました。今せっかく都市計画マスタープランをつくりました。これで見直しをしようという状況の中で、これもいつなるやらわからんというんじゃないちょっと困るんですが、私が生きているうちにできるだけ線引きはなるようにお願いしたいと思います。

誰もが待っているわけですよ。どうなるであろうか、もうこれより広がらんのかどうか、どうじゃろうか、広がるのかと、そういう疑問点をたくさん抱いておられます。それについては答えるべき、例えば来年には見直しをやるんですよ。平成31年度には市の計画をつくりまして、32年度からやりますよとか、そのあたりはぜひ上級官庁と交渉されてやってもらいたい。あと私も何十年生きられるわけありませんから、せめてその程度ぐらいでとどめたいと思います。

次に、3番目の開発許可の指導について、再度お尋ねします。

個別に挙げてはいけんということであったから、だらっと言いますが、開発許可をされておる場合に、1つの敷地の中に道をつける、そのすぐそばに市道でも2メートルの市道があったとします。その道は使わないからということで、通常は中心線からセットバックで下げておられます。その程度ぐらいまでは残らんですが、もうちょっと指導してもらいたいというのが、その道は全然使わないから、いろいろな既存の道路の補修も何もしなくても大体舗装すれば済むような状態。ただし、隅切りができていないばかりに、右も左も曲がれない、こういう状況の指導を現状はされております。

昔の開発は、きちっとみな指導されておりました。そういうことで、やはり時代の流れによって、業者の力が強くなった場合には、そのようにまけられるのかもわかりませんが、ちょっと最近、道路の溝ぶたのグレーチングの数とか、こういう数が極端に変わっております。ことしの5月からその見直しのための指導は出ておりましたが、過去5年ぐらいは全くそのような指導されていない、無防備、そういう状況でした。そういう中で、もっと昔からずっとやってあって、自治会等がここは水はけが悪いから水が流れるようにしてくれよといういろいろ要望が出ておったにもかかわらず、そういうふうな緩和といえれば緩和かもわかりませんが、もうちょっと細部まで見てやるべきではないかと思えます。

この辺で、今、もう一度聞きますが、部長の段階ぐらいでこのような行政指導は決められるんですか。お答えください。どの段階でこの市道を例えばグレーチングしなさいとか、鎖をつけなさいとか、こういう指導は誰の段階でなさるんでしょうか。お尋ねします。

○副議長（橋本龍太郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

例として、グレーチングというお話いただきましたが、先ほど本答弁で申しましたように、県が示した運用基準に準拠しながらというところで、個別に一つずつを私のところまで決裁をとって指導するというにはなってございません。従いまして、担当の部署、開発指導室のほうでその辺はコントロールしておるといふふうに認識しております。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 田中敏靖議員。

○15番（田中 敏靖君） 開発の行政指導というのは、時代によって変わるのは当然だと思いますけれど、今の行政指導は申し送りが悪いと私は思うんです。申し送りをもっとやるとけばこんなことはない。きちっとやればよかったんで、こういう申し送りをしていないばかりに変わっております。それは小さいことですので、できたら、誰もが疑問に思わないような行政指導をやっていただきたいと思えます。

今回のこの開発許可については、まだまだ多くの疑問点が残っておりますので、次回、

再々の質問させていただいて、もし必要であれば、この証拠がここにあります、この証拠によってどうですかという言い方もしてみたいなと思います。しかしそれを言わないようにさせていただきたいと思います。

この都市計画行政については、我々は地域の実際の環境を守るには、自治会連合会とか、我々議員がやらなければならない、行政の方は少し目がそこから外れているんじゃないかなと、こういうような思いがしております。せっかくいい土地利用計画をされておりますので、お金をかけておりますこの政策は、早めに実行できることを祈っております。

以上でこの項は終わって、次にまいります。

2番目としまして、農業行政について2点。1種農地の指定についてと、休耕田の遊水池対策についてお尋ねいたします。

最初に、1種農地の指定について、お尋ねいたします。

市街化調整区域の耕作放棄地が多くなる中、自分の土地が1種農地であるか当局に聞かなければわからないのが現状だと思います。もっと親切、わかりやすくすることも必要と思いますが、まず1種農地について、法的な根拠等を具体的にわかりやすく御説明ください。

次に、休耕田の遊水池対策についてお尋ねいたします。

水田は、雨水の処理機能を有していると思います。休耕田を遊水池として活用できれば、良好な景観の形成だけでなく、洪水防止対策として、内水氾濫を防ぐことに大きな効果が発揮できると考えます。休耕田の遊水池利用は、単に水をためるということだけでなく、耕作放棄地対策にもなるのではないかと考えられます。休耕田を有効活用するために、牟礼地区で試験的に遊水池として活用する取り組みを実施してみたいと考えており、今後こうした取り組みの推進について、行政にも協力してもらいたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中敏靖議員の御質問にお答えいたします。

議員には、牟礼土地改良区の理事や本市の農地利用最適化推進委員として、本市農業の振興に御尽力いただいております、厚くお礼申し上げます。今後、牟礼にあります農業大学校敷地を中心に、農林業の知と技の拠点の形成が進められることとなりますので、一層の御支援をいただきますようお願いいたします。

それでは、私からは農業行政についての御質問のうち、休耕田の遊水池対策の御質問にお答えいたします。

水田には、雨水を一時貯留する機能がありまして、水田で貯留できる水の量を全国で合

わせますと、50億立方メートル、東京ドーム約4,000杯にも相当する量にまでなると言われております。大雨の際に水田に雨水を一時的に貯留し、時間をかけてゆっくりと排水することで河川や排水路の急激な水位上昇を防ぎ、住宅地等の洪水被害を防止する役割を果たしてくれるものでございます。

一方で、この機能の発揮のためには、耕作していない水田も適切な保全管理が必要となり、維持管理に係る負担が生じることが見込まれます。

議員御案内の、地域で休耕田を遊水池化し、洪水対策につなげようという試みは、今まで本市で実施された例がないと思われまますので、非常に興味深いものでございます。休耕田の活用につきましては、私は、本市農業の再生強化に向け、まずは耕作放棄地対策にしっかり取り組んでいきたいと考えております。耕作放棄地が再び水田として利用されることになり、水田の持つ洪水防止機能を取り戻すことにつながりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（内田 健彦君） 続きまして、1種農地の指定についての御質問にお答えいたします。

農地の転用の可否を判断する基準は、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定められており、立地基準と一般基準があります。第1種農地は、立地基準の中の農地区分の1つです。

農地区分には5つの区分があり、転用許可条件の厳しいものから順に農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地となっております。

その中で、第1種農地の要件としては3つございます。第1に、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地。第2に、農業公共投資の対象となった農地。第3にその近辺の標準的な農地より生産性が高いと認められる農地。以上3つの要件のいずれかに当てはまるものが第1種農地となります。ただし、第1種農地の要件を満たしている場合であっても、第2種農地や第3種農地の要件に該当する場合には、そちらの要件が優先され、第1種農地ではなくなります。

一例を申しますと、おおむね500メートル以内に鉄道の駅や市役所またはその支所等があるなど、公共施設または公益的施設が一定程度整備されている区域等にある農地の場合には、第2種農地に区分されることとなります。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（橋本龍太郎君） 田中敏靖議員。

○15番（田中 敏靖君） 御答弁ありがとうございました。

私もようわからんから聞いてみようということで、聞いてみました。ここにおられます石田議員の足元にも及びませんが、私は今農業の端くれで、少しは農業をやっております。もうからん農業だなと思いながらやっておりますが、今のようななどが1種農地かというのがようわからんわけです。人に聞いても、ここらへんじゃないかなというようなくらいの程度で、なかなかわからない。

提案ですけれど、こういうのがわかりやすいような図面化ができればいいなと思っております。ほかの農地以外のところの担当部署にも今までも何度もインターネットやらで見られるようにしたらいいなというふうには言っておりますが、防府はなかなか親切さが足りないと思うんです。なかなかインターネットやらで入れていただけないし、もし簡単にわかるものでしたら、PDFファイルに落としてすぐ入れてもらえれば誰でも見られるんですが、なかなか判断基準が難しいんだそうで、その辺は、今からしっかり勉強してやらさせていただきますなど、かように思っております。

農地については、もう少し耕作放棄地がなくなるためにやっていただきたいなというのが一つありましたけれど、先ほどの都市計画のマスタープランのこともちょっと申し上げましたが、例えば牟礼で申し上げますと、地域核というのが私は牟礼の公民館とか、牟礼の小学校等があるところが地域核だと思っておるんですけど、全体的な考え方とすれば、そこではないような感じ、そんな中で、今の例外規定なんかも公民館から500メートルはいいですけど、それ以外はだめですよ。公民館どっかよそへ移した場合にどうなるかとか、いろんな疑問点があります。そういう中で、もう少し誰もがわかるような説明を今後やっていただければと思います。これ、要望でございますのでお答えは要りません。

次の今、市長さんから大いに例がないことだけど頑張ってみいと、激励いただきました。しっかり今やってみたいなと思っているのが、昔私が仙台市の例を挙げて言っております。仙台市は農業じゃありませんが、遊水池対策というんですか、駐車場に水を15センチためたら、ダムをつくるよりいいよというのがありまして、仙台市は1個当たり70万円の補助金を出しているんです。そういうふうなところもありますので、私は今回は補助金をくれとっているんじゃなくて、そういうことを率先してやっていけば、自然とみんながやってくれるんじゃないかと。

今、田んぼも水を張ってくれと言うと、やっぱり耕してくれるわけです。そうすると草も生えない。堰板を、あて口と出口のところに板を入れてくれたら15センチぐらい水たまります。国が示しているように、20センチか25センチの土手をつくりなさいとかいう、これなかなかやってもらえないんです。ただ、堰板を入れることによって、田んぼ

で水がためられるということ、もう少しみんなに知らしめるといいなと思って、これを全面的にやってみたいなと思いますが、何せ銭がないことですので、わずかながらでも土地改良区さんを利用させていただいて、進めさせていただこうかなと、かように思います。請う御期待で、でき上がったときにはまたその全域つながるように、助成金等もお考えいただきますことをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（橋本龍太郎君） 以上で15番、田中敏靖議員の質問を終わります。

○副議長（橋本龍太郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋本龍太郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、残余の一般質問は、あしたの一般質問調査日の後、12月6日木曜日から再開いたします。お疲れさまでした。

午後2時36分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月4日

防府市議会 議長 松 村 学

防府市議会副議長 橋 本 龍太郎

防府市議会 議員 久 保 潤 爾

防府市議会 議員 田 中 健 次

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月4日

防府市議会 議長

防府市議会副議長

防府市議会 議員

防府市議会 議員